

産山村障がい者計画

第6期産山村障がい福祉計画

第2期産山村障がい児福祉計画

令和3年3月

熊本県産山村



# 目 次

## 第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の根拠法と位置付け	1
3 計画の期間	2

## 第2章 障がいのある人を取り巻く環境

1 産山村の人口	3
2 障がいのある人の状況	5
3 「福祉に関するアンケート調査」の結果から見る現状	6

## 第3章 産山村障がい者計画

1 基本理念	25
2 施策の展開	26
(1) 安心して暮らせる地域づくりの推進	26
(2) 共に生きる地域社会の推進	27
(3) 地域ぐるみの自立生活の支援	28

## 第4章 第6期産山村障がい福祉計画

1 障がい福祉計画について	29
2 令和5年度に向けた数値目標の設定	30
3 障害福祉サービスの必要量の見込み	34
4 地域生活支援事業の必要量の見込み	40
5 その他の支援・取組についての見込み	44

## 第5章 第2期産山村障がい児福祉計画

1	障がい児福祉計画について	46
2	令和5年度に向けた数値目標の設定	47
3	障がい児支援の必要量の見込み	49

## 第6章 計画の推進体制

1	村民・事業者・地域等との協働の推進	51
2	庁内推進体制の整備	51
3	国・県及び近隣市町村等との連携	51
4	計画の評価・点検	52

## 第7章 資料編

1	阿蘇圏域福祉サービス等事業所一覧	53
2	産山村障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画策定委員会 設置要綱	57
3	産山村障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画策定委員会 委員名簿	59
4	計画の策定経過	60

## 第1章 計画の基本的な考え方

### 1 計画策定の趣旨

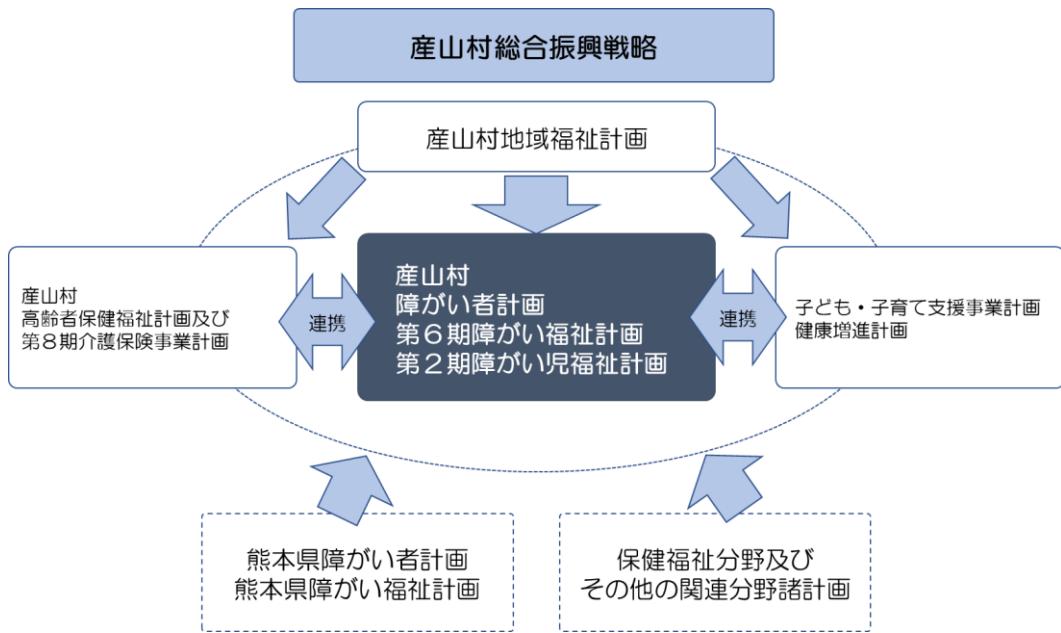
障がい者福祉をとりまく近年の動きとしては、国において、障がいのある人の生活と就労に対する支援の拡充を柱とする「障害者総合支援法」の改正(平成28年)や、障がいのある児童に対する支援の拡充を目的とした「児童福祉法」の改正(平成28年)が行われ、障がいのある人の多様なニーズに対応するためのサービスが新設されたほか、新たに「障害児福祉計画」の策定が地方自治体に義務づけられるなど、地域共生社会の実現に向けた取組が大きく進展しました。

本計画では、全ての国民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重され、障がい者等の自立と社会参加を基本とする「障害者基本法」の理念などを踏まえ、障がい者のライフステージに応じた切れ目のない支援を提供するため、「障がい者計画」、「障がい福祉計画」、「障がい児福祉計画」を一体的に策定します。

### 2 計画の根拠法と位置付け

本計画は、障害者基本法に基づく「障がい者計画」と障害者総合支援法に基づく「障がい福祉計画」、児童福祉法に基づく「障がい児福祉計画」を一体的に定めたものであり、本村における障がい者及び障がい児への施策を総合的かつ計画的に推進するための計画として位置づけられるものです。

また、国や県の動向、各種制度、関連法を踏まえつつ、村政の基本的な考え方や方向を示す産山村総合振興戦略を最上位の計画とし、産山村地域福祉計画、県の関連計画との整合性を保ち、連携を図ります。



障がい者計画	村の障がい者施策に関する基本計画として、施策の基本的な事項を定める中長期の計画です。
障がい福祉計画	各年度における障がい福祉サービスや相談支援等の必要な見込量による実施計画です。
障がい児福祉計画	各年度における障がい児を対象とした、通所支援や相談支援等の必要な見込量による実施計画です。

### 3 計画の期間

#### (1) 産山村障がい者計画

平成30年度～令和5年度（令和2年度末に中間見直し）

#### (2) 第6期産山村障がい福祉計画・第2期産山村障がい児福祉計画

令和3年度～令和5年度

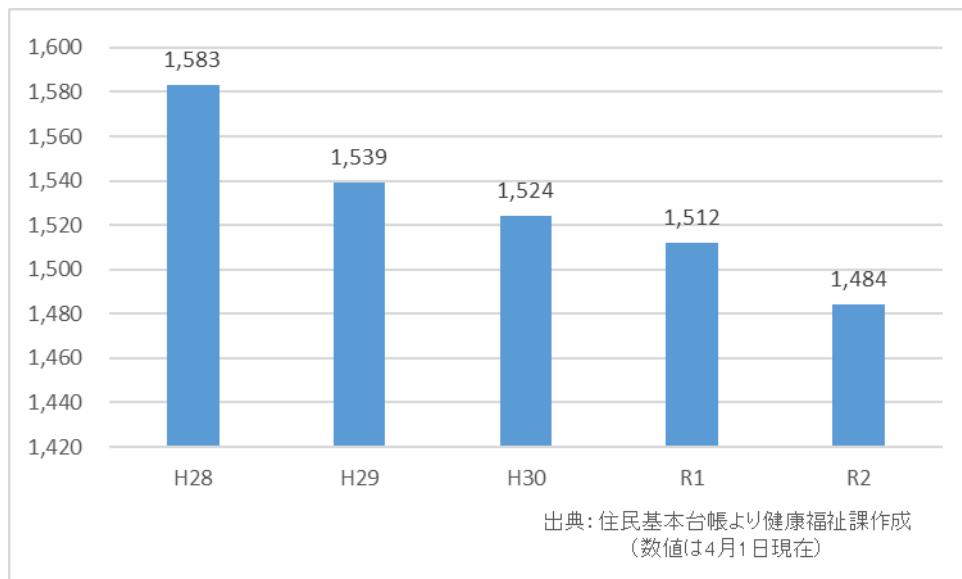
なお、国の障がい者施策の動向や、社会情勢の変化などに対応するため、必要に応じて計画の見直しを行います。

## 第2章 障がいのある人を取り巻く環境

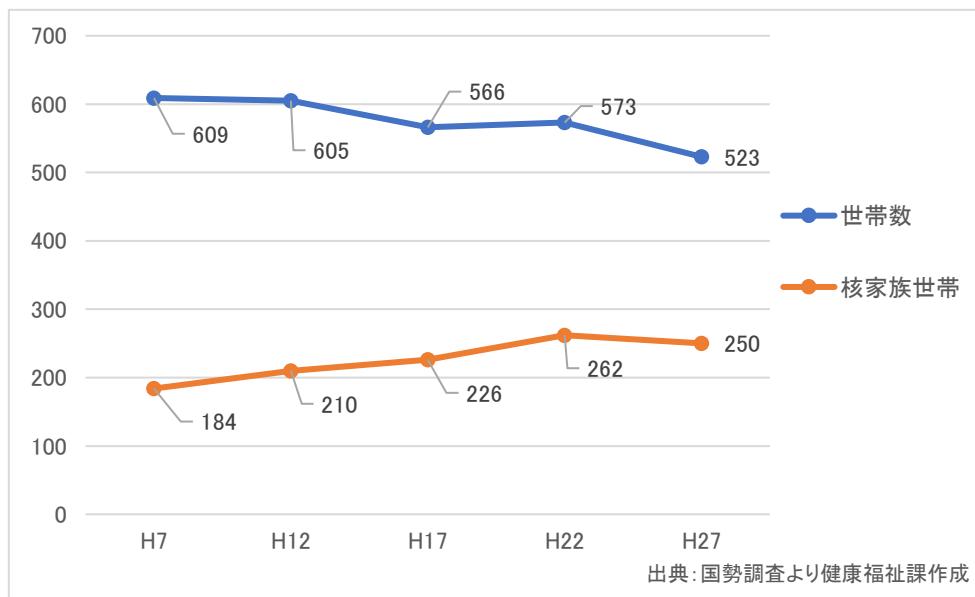
### 1 産山村の人口

平成28年から令和2年の各年4月の村の人口は減少傾向にあります。また、国勢調査による世帯数も人口と同様、減少傾向にありますが、世帯の内訳をみると、核家族世帯は増加傾向にあり、平成27年調査では全体世帯数の半分ほどを占めるまでに増えています。これは、これまで数世代にわたる同居世帯だったものが、若い世代が家を出ていくなどすることで、核家族化しているものと考えられます。

(図表) 産山村の人口の推移



(図表) 産山村の世帯数の推移



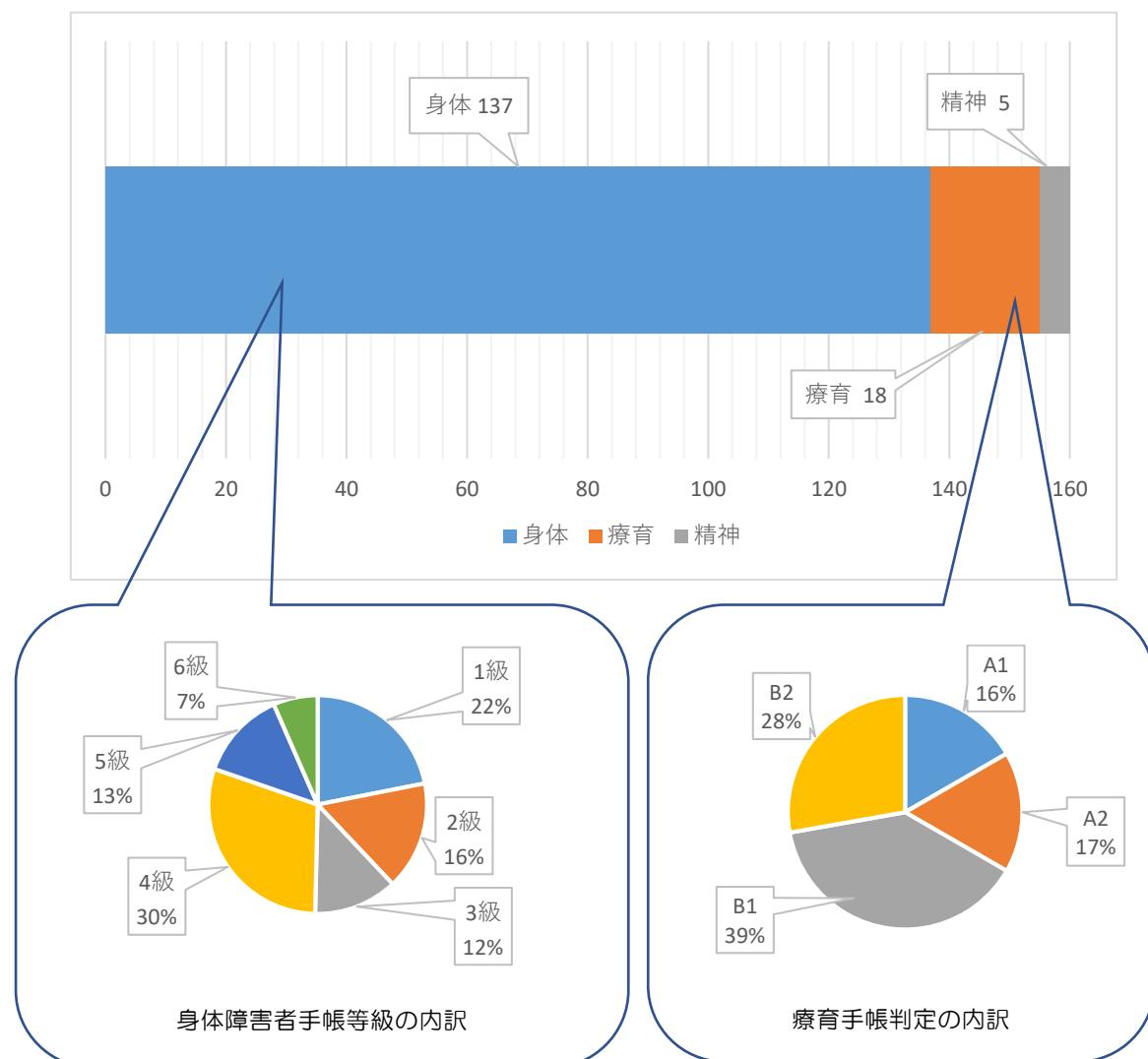
## 2 障がいのある人の状況

各種障害者手帳をお持ちの方は、令和2年3月末現在、全部で160人です。

人口に対する割合は10.8%となっています。

内訳としては、身体障害者手帳をお持ちの方が137人と最も多くなっています。

(図表) 各種障害者手帳の所持状況（令和2年3月末現在）



出典：健康福祉課作成

### 3 「福祉に関するアンケート調査」の結果から見る現状

産山村では、村内にお住まいで精神、療育、身体障害者手帳をお持ちの方や、障害福祉サービスをご利用の方に向けて、福祉に関するアンケート調査を行いました。

#### 調査概要

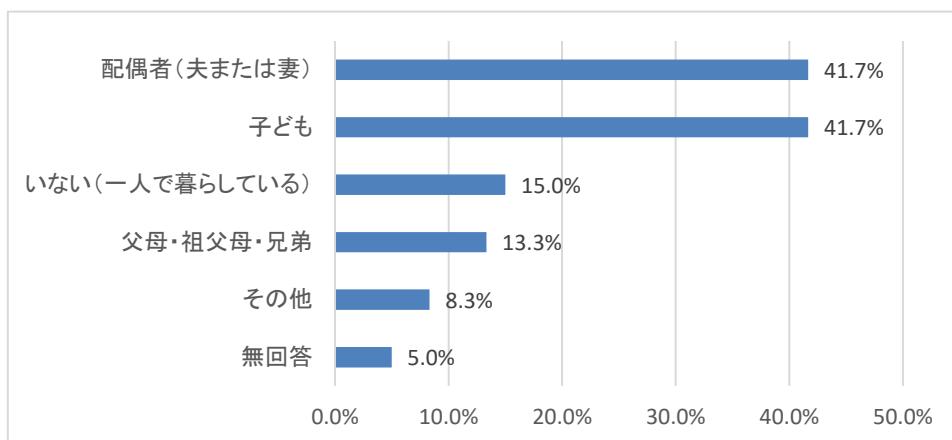
調査時期	平成30年2月
調査対象者	村内在住の精神、療育、身体障害者手帳所持者及び村において障害福祉サービスの支給決定を行っているもの
発送数	135票
回収結果	有効回収数 62票、有効回収率 45.9%

結果の概要は次のとおりです。

#### (1) 現在の状況（平成29年9月1日現在）

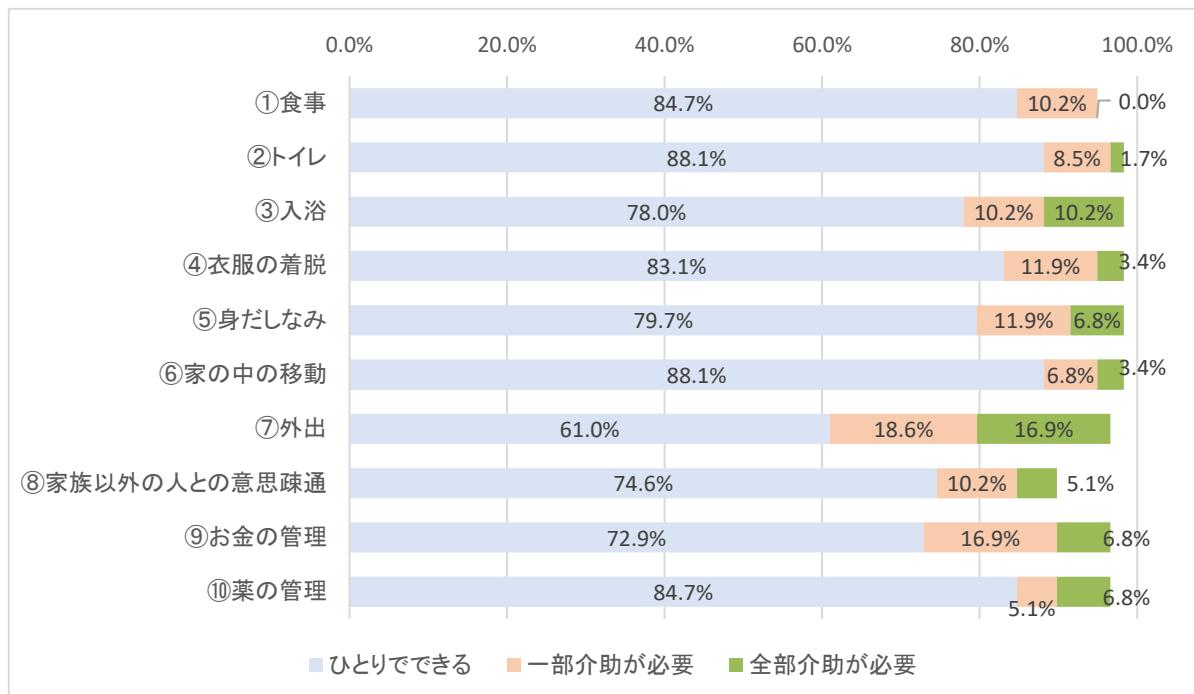
○平均年齢	72.07歳
○性別	男性 48.3%
	女性 50.0%
	無回答 1.7%

#### (図表) 一緒に暮らしてしている人



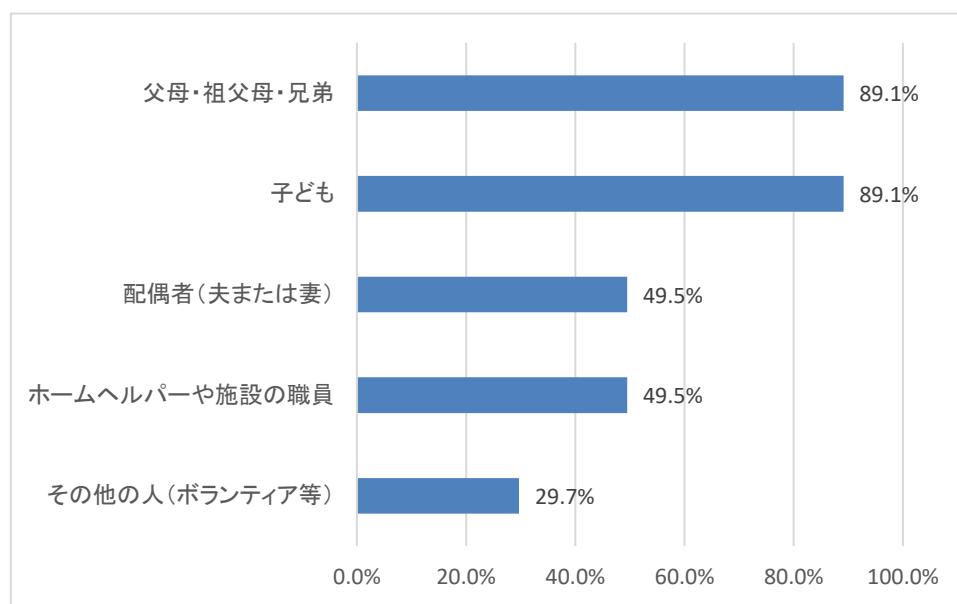
回答者のほとんどが家族その他と同居しています。

(図表) 日常生活における介助の状況



日常生活においては、約8割の人が一人でできていますが、外出については介助を必要とする人が35.5%と他の行動に比べて多くなっています。

(図表) 介助をしてくれる人



介助が必要な場合、家族が行っていることが多くなっています。

### ※介助をしてくれる人について

①年齢（平成30年2月1日現在）

平均 満 **64.65** 歳

②性別

男性 40.9% 女性 50.1%

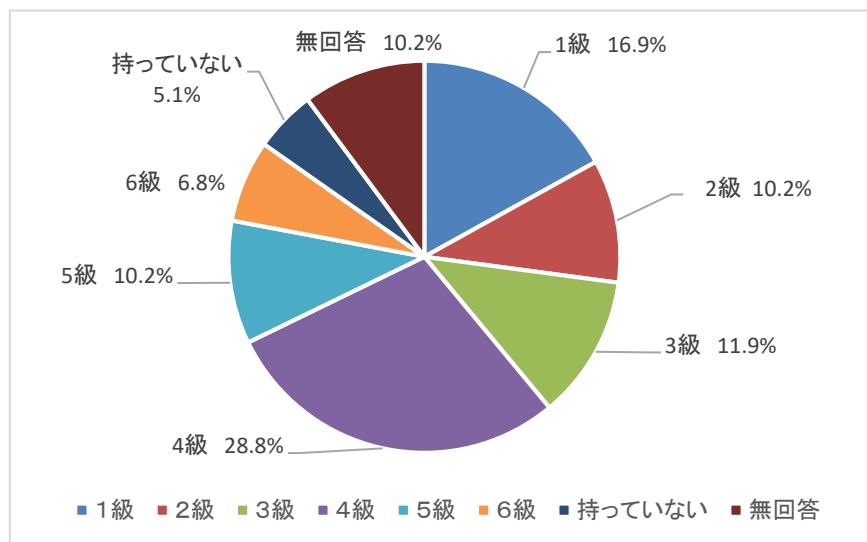
③健康状態

よい 30.4% ふつう 43.5% よくない 26.1%

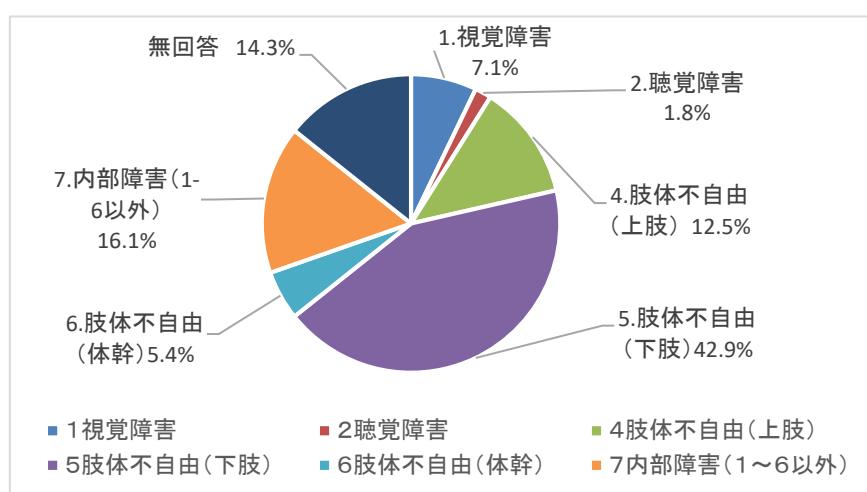
介助する家族の年齢は高く、健康状態は「よい」「ふつう」で約7割強を占めていますが、残り3割弱の人は健康状態が「よくない」と回答しています

## (2) 障がいの状況

(図表) 身体障害者手帳について

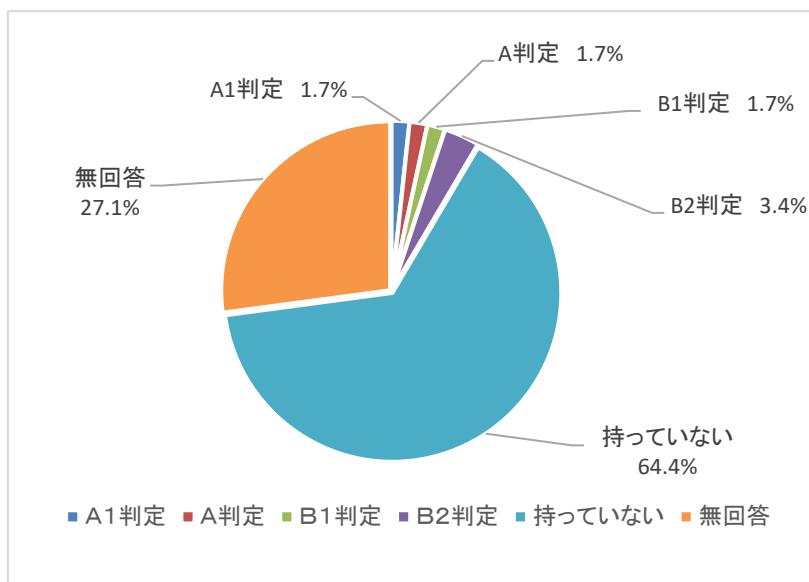


(図表) 身体障害者手帳を所持している場合の主な障がい



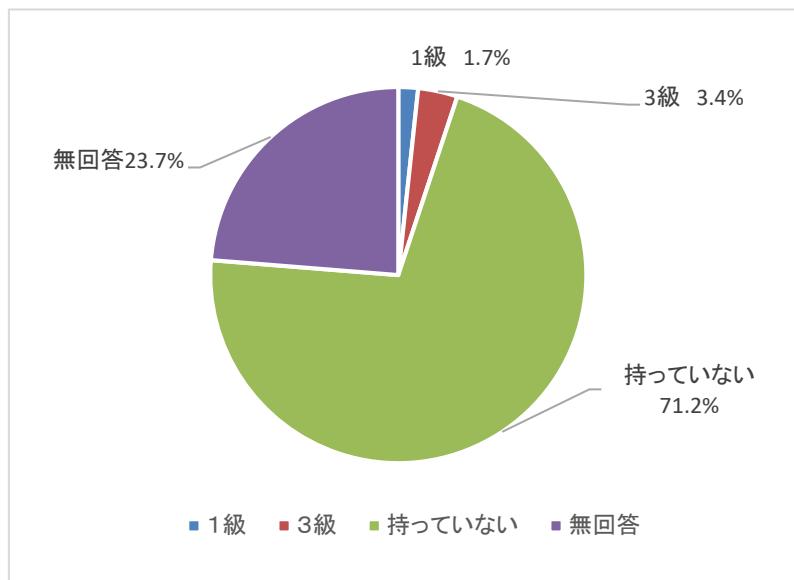
肢体不自由が最も多く、上肢、下肢、体幹すべて合わせると 60.8% を占めています。なお、「音声・言語・そしゃく機能障害」と回答した人はいませんでした。

(図表) 療育手帳について



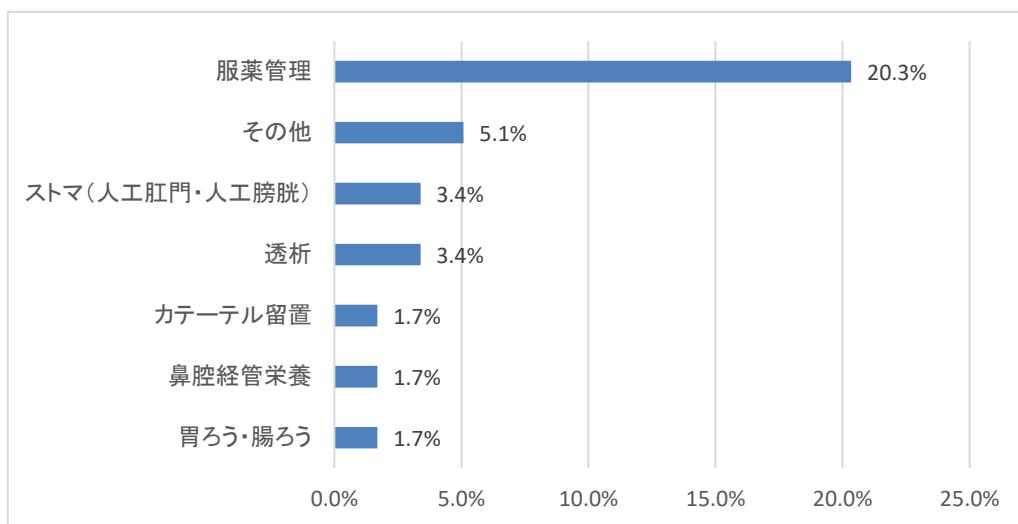
療育手帳を持っている人は 8.5% でした。なお、手帳を持っている人の中で A2 判定、B 判定と回答した人はいませんでした。

(図表) 精神障害者保健福祉手帳について



精神障害者保健福祉手帳を持っている人は 5.1% でした。なお、手帳を持っている人の中で 2 級と回答した人はいませんでした。

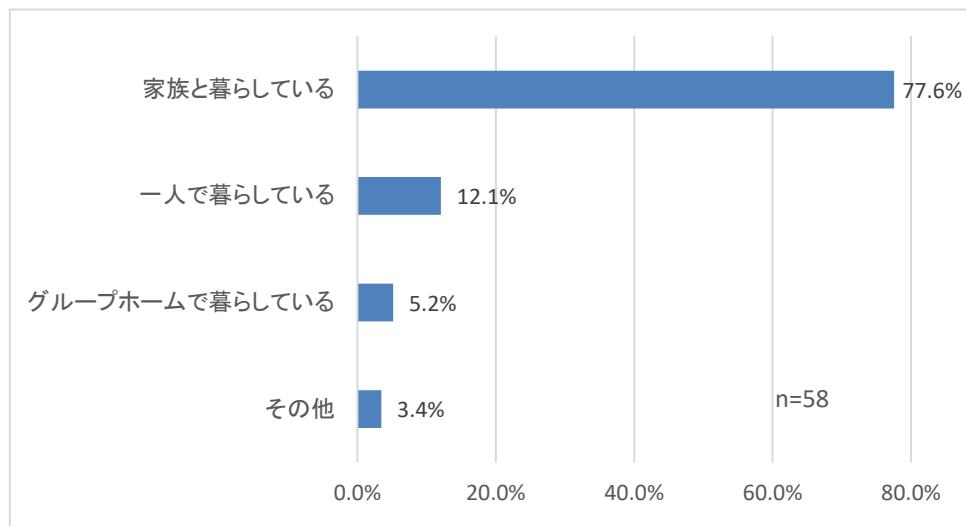
(図表) 現在受けている医療的ケア



服薬管理を受けている人が最も多くなっています。なお、「気管切開」「人工呼吸器」「吸入」「吸引」及び「中心静脈栄養」と回答した人はいませんでした。

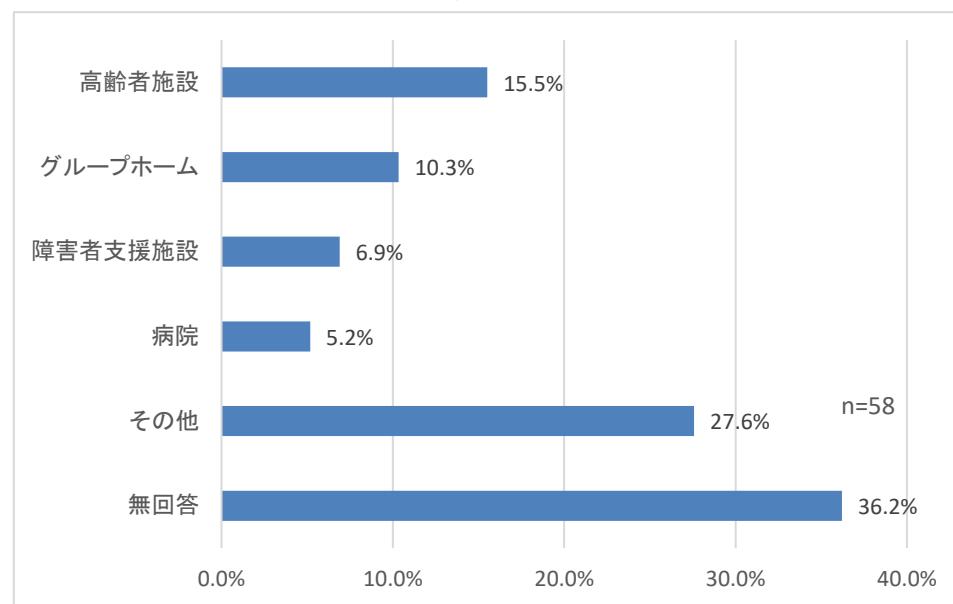
### (3) 住まいと暮らし

(図表) 現在の暮らしの状況



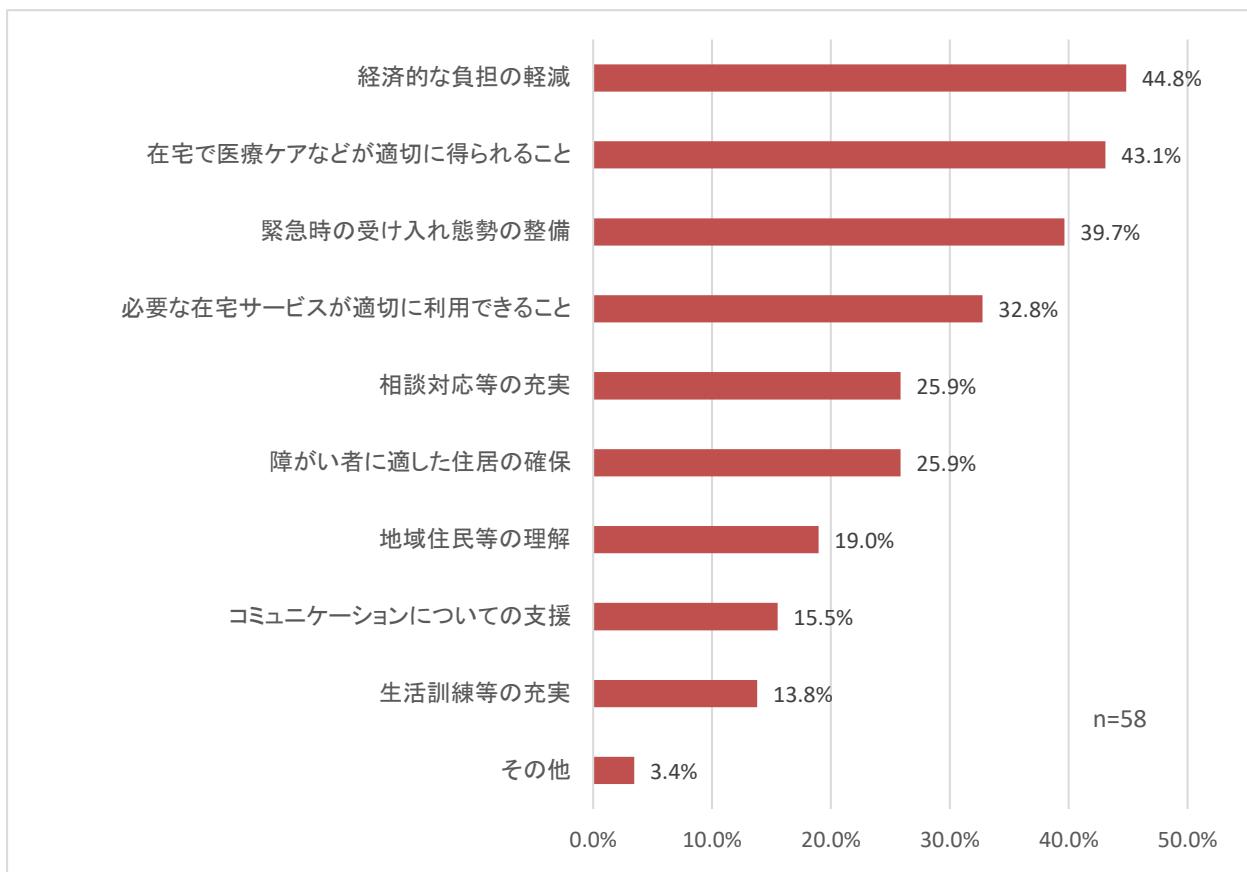
家族と暮らしている人が 77.6% と最も多くなっています。なお、「福祉施設で暮らしている」「病院に入院している」と回答した人はいませんでした。

(図表) 今後生活していく中で希望する住居



回答されている項目のうち、その他が 27.6% と最も多く、住居としてはすべて自宅、在宅を希望されています。

(図表) 地域で生活するためには必要な支援



経済的な負担の軽減や、在宅での適切な医療ケアを受けられることなど、生活するうえで必要不可欠なサポートがうけられることを希望されています。

※地域で生活するうえで心配なこと（自由回答）

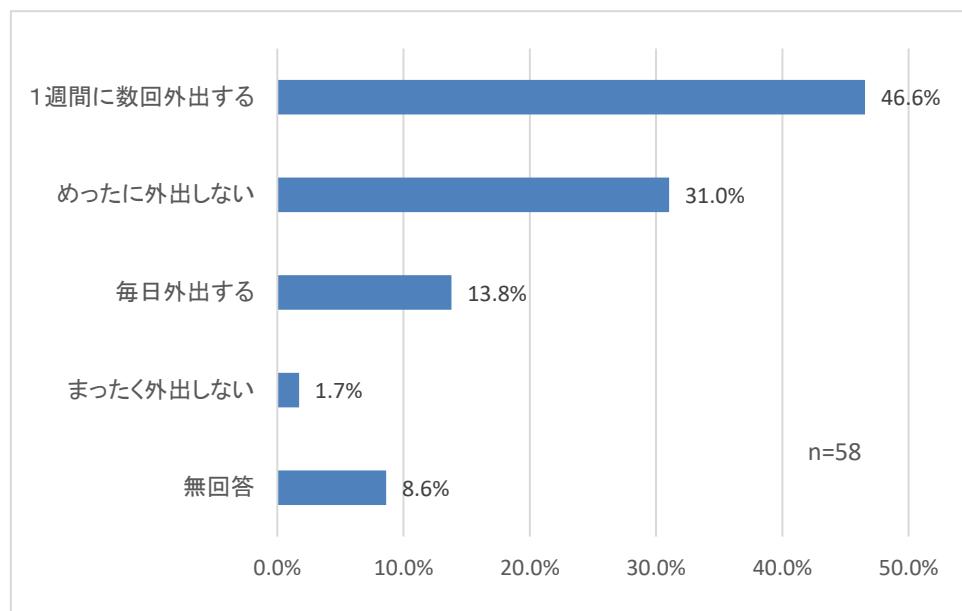
- ・買物、通院等の車の手配
- ・若い女性がいないため、老後の生活全般が不安
- ・年金が少ないので、自由になるお金がない
- ・産山村は緊急時の医療対応に特に不安があります。特に高齢者は突然にその事態が発生しますが、遠方の病院しかありませんので、不安があります。近辺で対応できるようにならないでしょうか。産山村として。
- ・現在は両親が健在なので特に考えていません。
- ・バスが来ないこと
- ・老老介護のため病院への通院に不安がある。
- ・冬場や深夜の緊急時の病院対応
- ・高齢者の自動車免許証の返納の件

- ・阿蘇～熊本への交通バスかタクシー等
- ・高齢で運転免許返納したら医療機関の交通（バス・タクシー等）
- ・高齢者の事故は心配だけど、車がないと不便

交通機関や医療環境の整備、周囲の理解等が求められています。

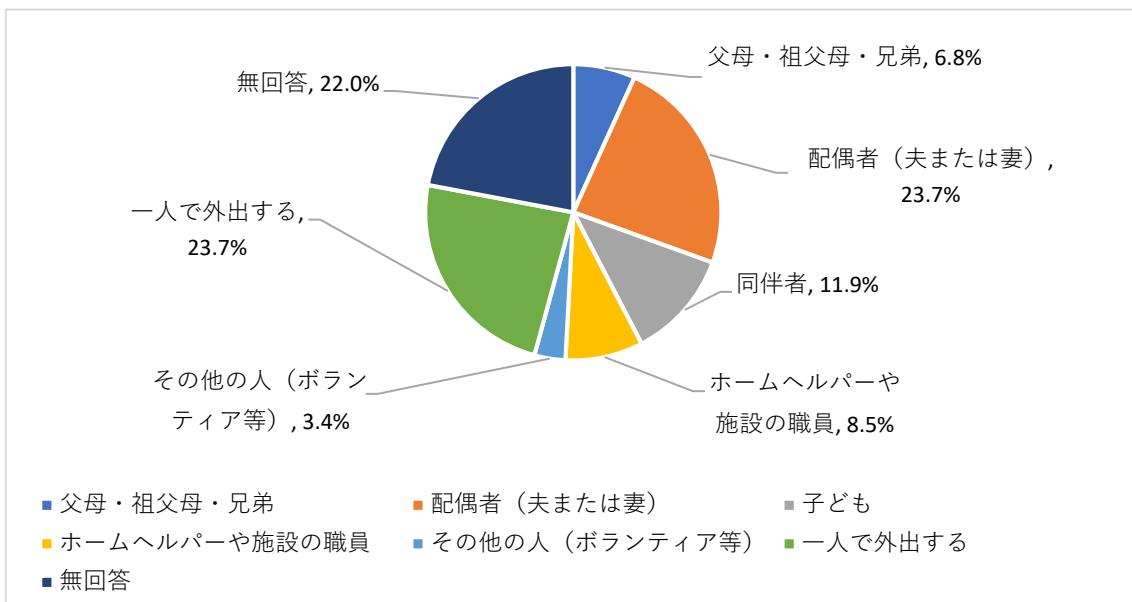
### (3) 日中活動・就労

(図表) 外出の頻度



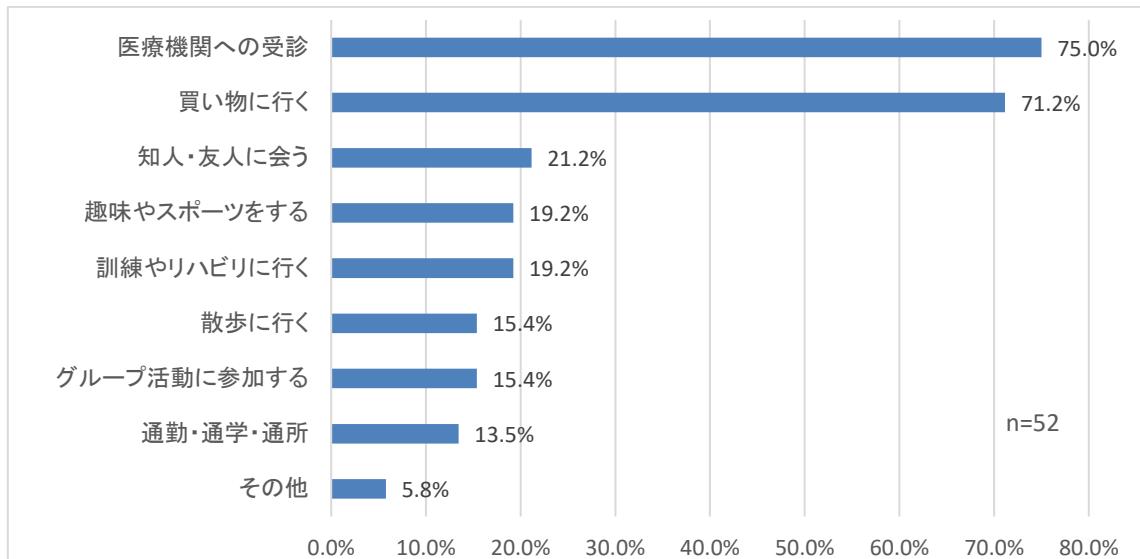
外出すると回答した人が約半数いる一方、「めったに外出しない」「まったく外出しない」と回答した人が32.7%でした。

(図表) 外出する際の同伴者



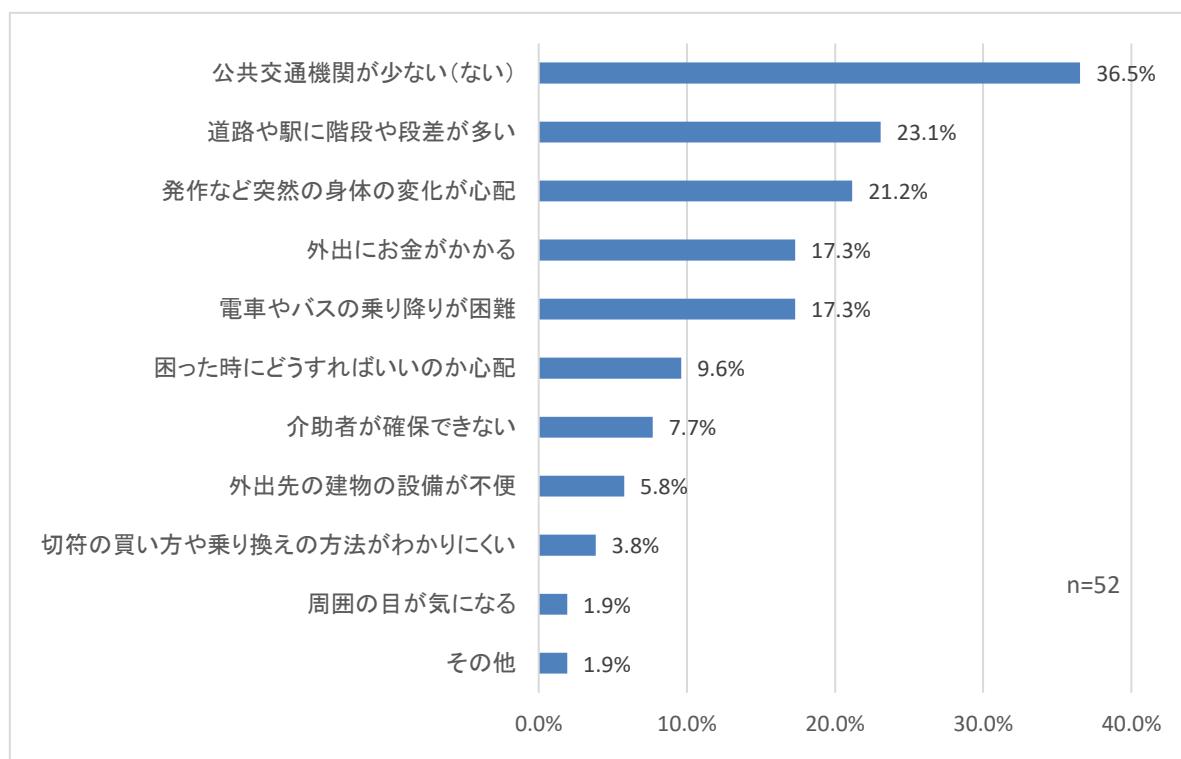
外出する際には同伴者、特に家族と一緒に出ることが多くなっています。なお、一人で外出する人は23.7%にとどまっています。

(図表) 外出する際の主な目的



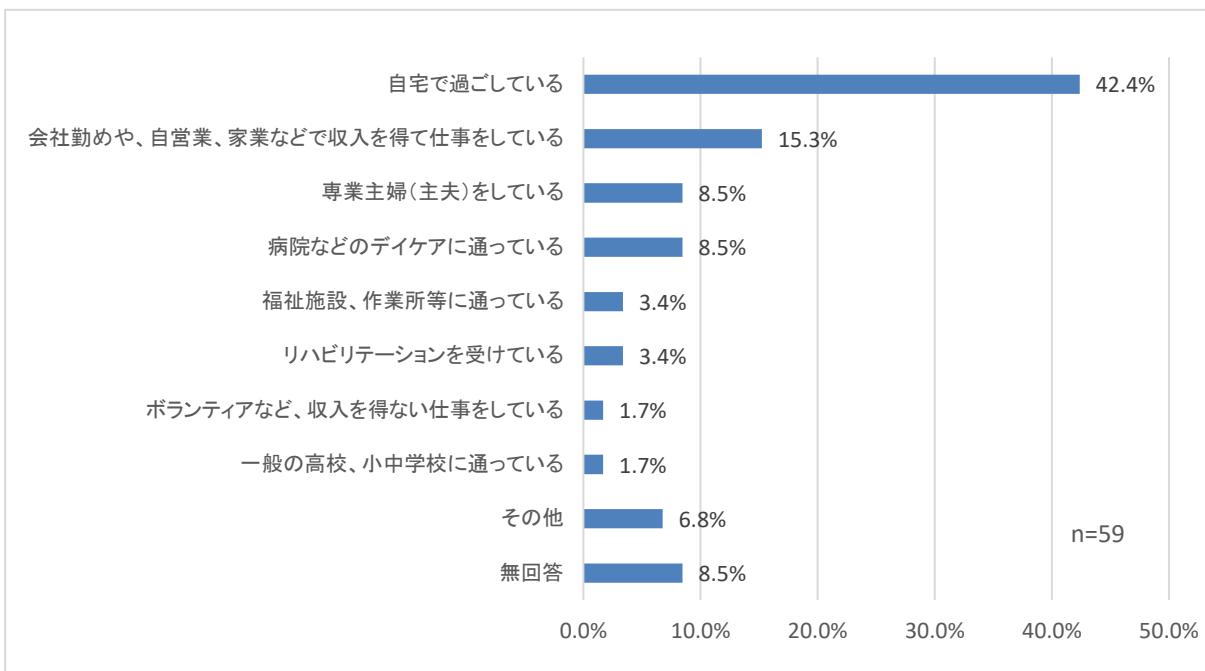
「医療機関への受診」「買い物」が70%を超えており、外出の主な目的となっています。

(図表) 外出するときに困ること



移動手段で不便を感じている人が多くいます。また、突然の身体の変化や困ったときの対応を心配しています。

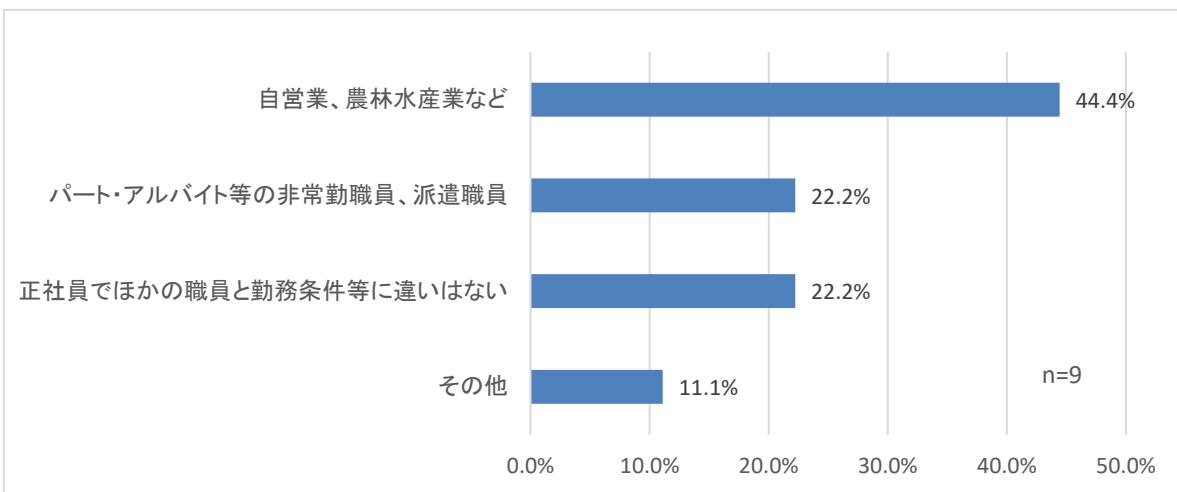
(図表) 平日の日中の過ごし方



※その他の回答（デイサービス、買物、趣味、スポーツ、散歩、医療機関、DIY、菜園、刈払）

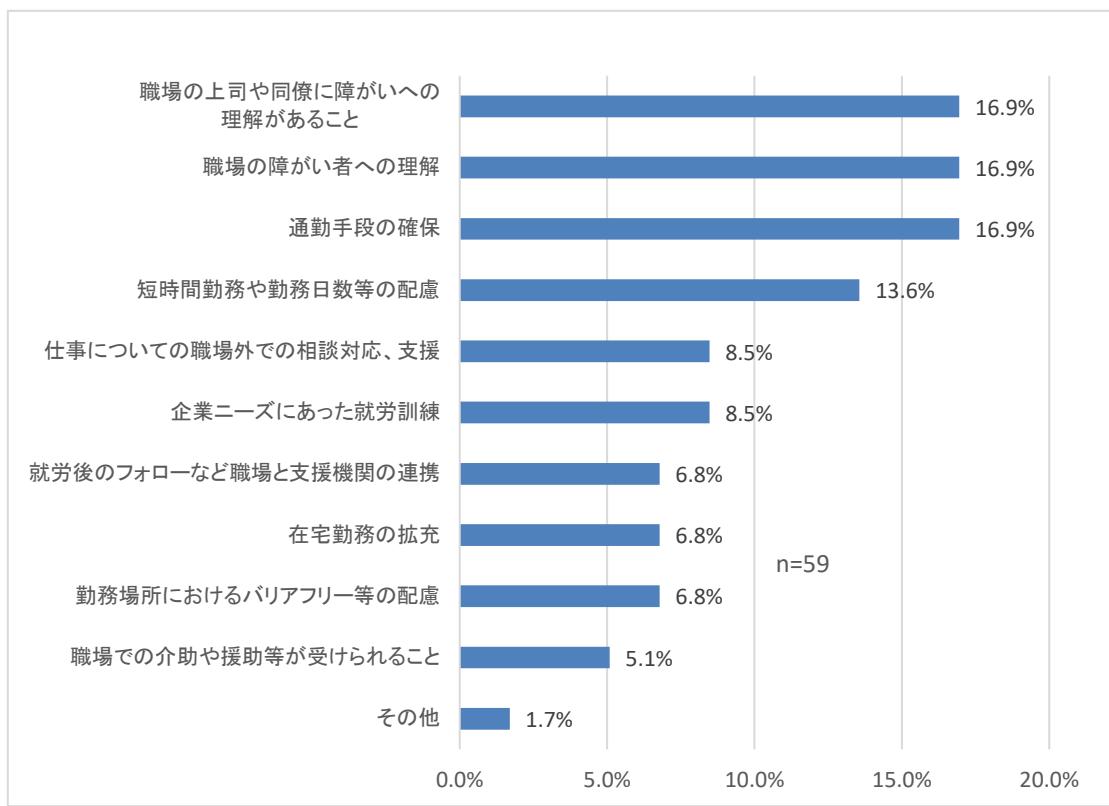
自宅で過ごしている人が 42.4%と半数近くを占めており、収入を得て仕事をしている人は 15.3%にとどまっています。

(図表) 収入を得て仕事をしている人の勤務形態



自営業、農林水産業などに従事している人が 44.4%と最も多くなっていますが、給与所得者もパート・派遣、正社員を合わせると同率となっています。

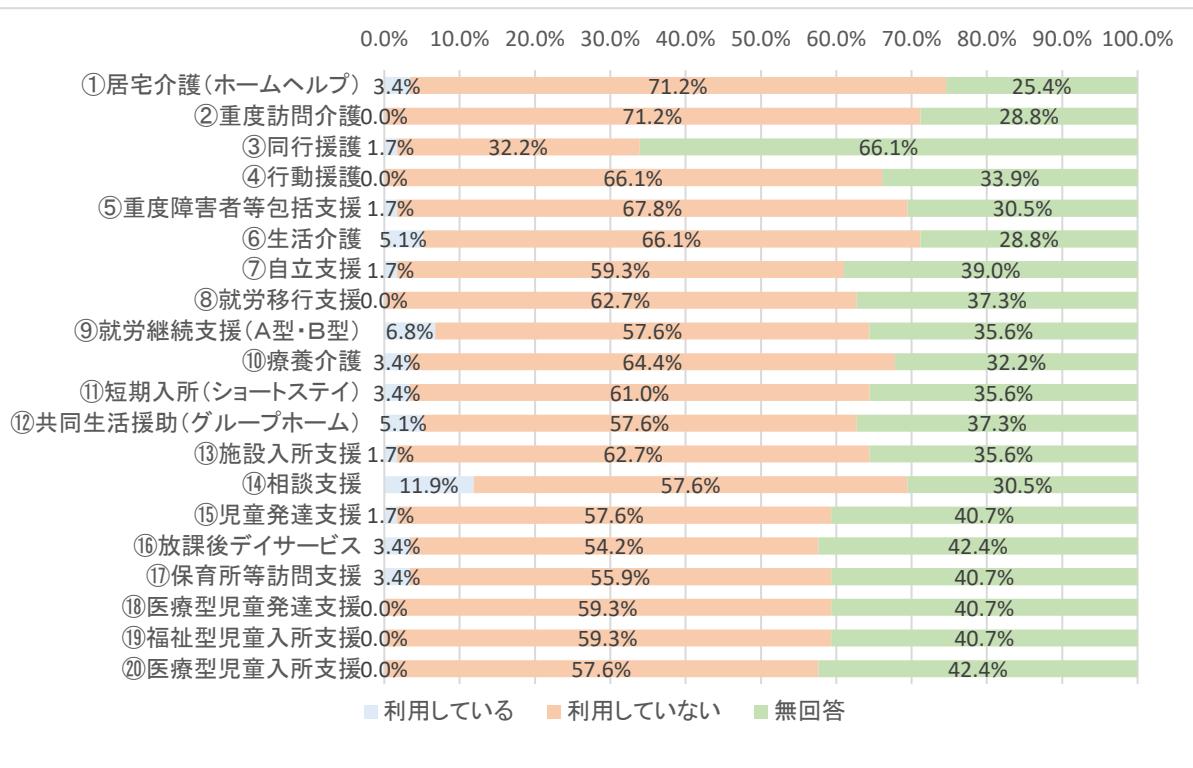
(図表) 障がい者の就労支援として必要なこと



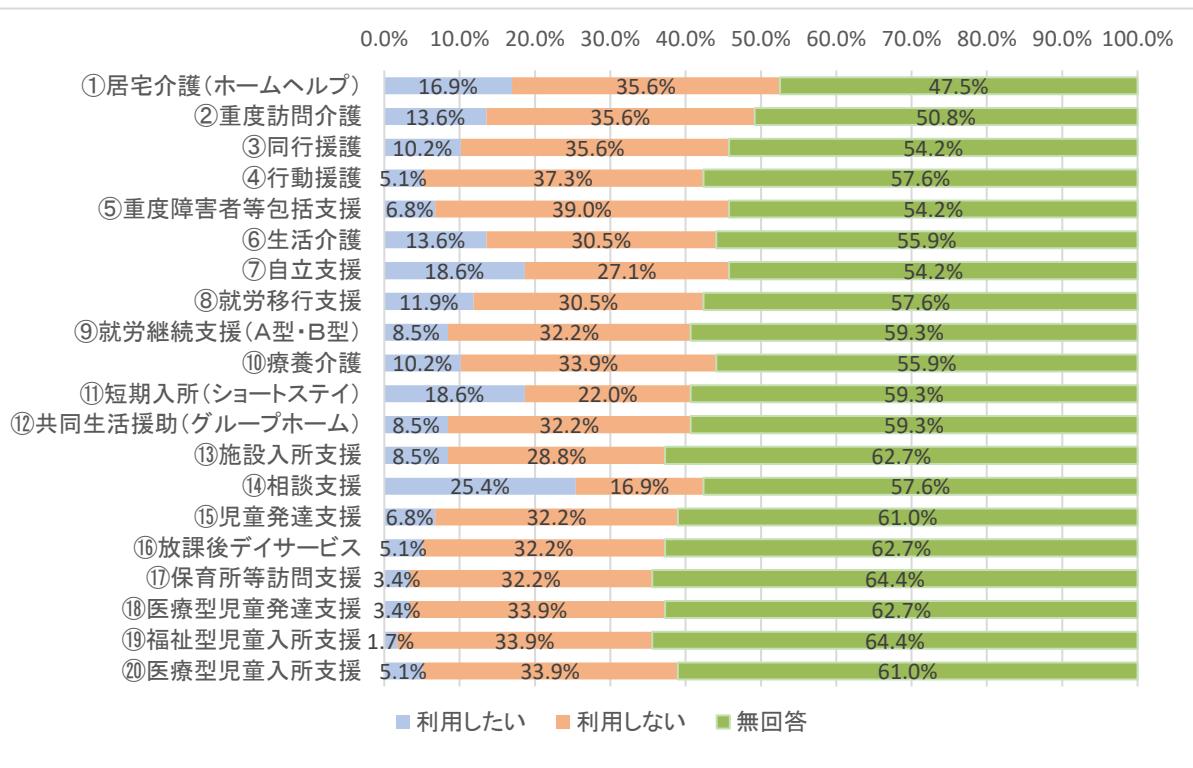
職場における障がい者への理解や、フォローアップが求められています。

#### (4) 障害福祉サービスの利用について

(図表) サービスの利用状況



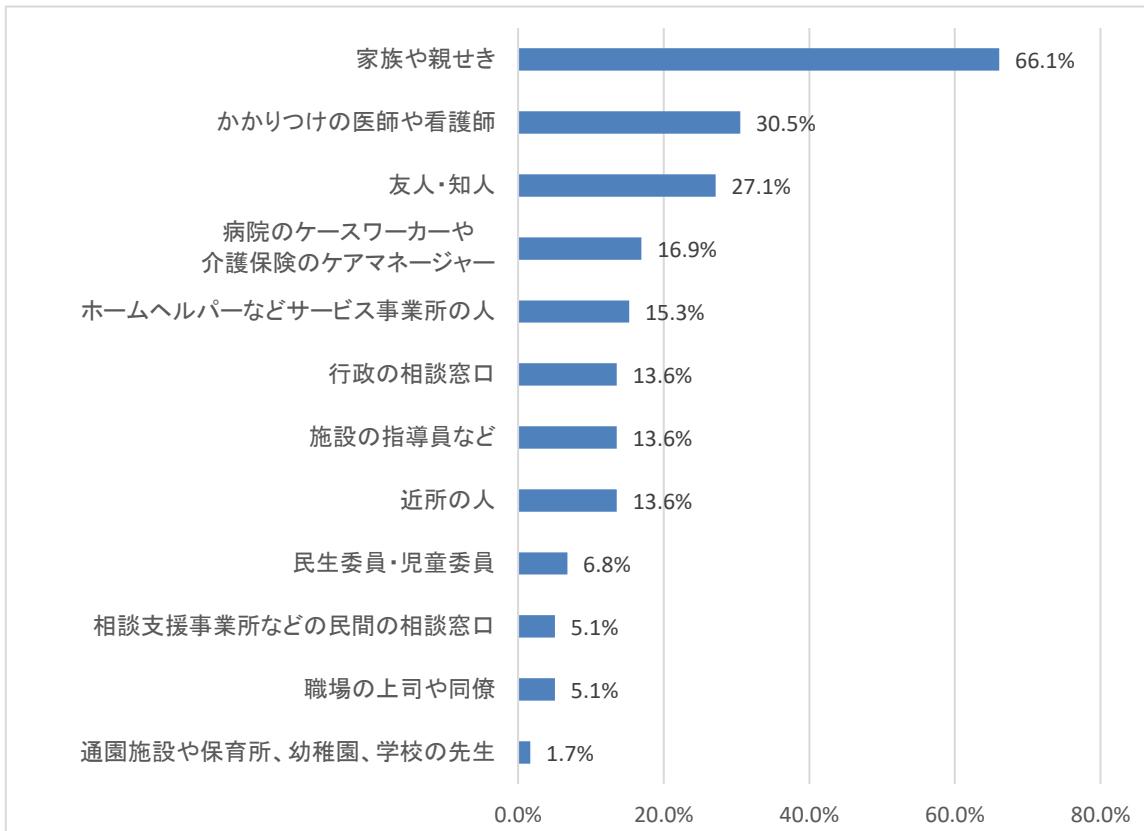
(図表) 今後のサービスの利用意向



いずれのサービスも現在利用は少ない状況です。利用意向については、特に相談支援が25.4%と最も高くなっています。

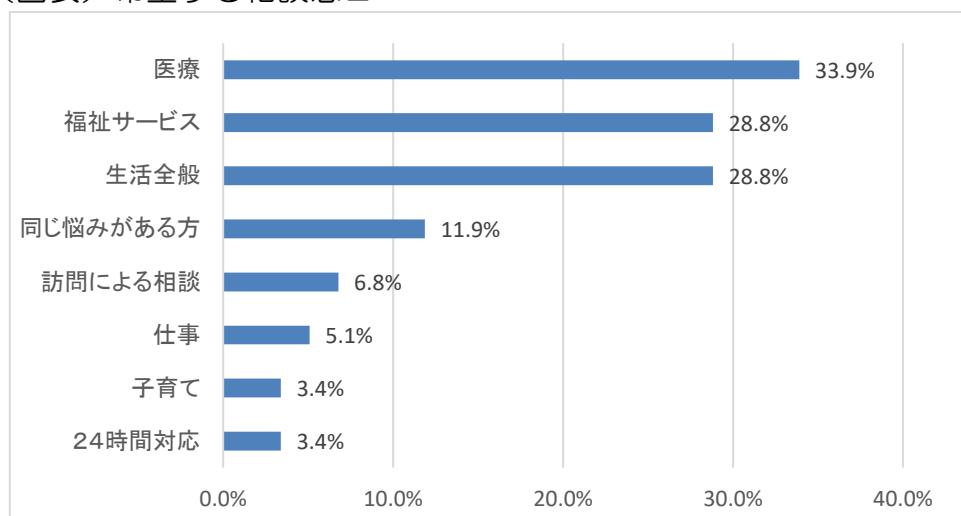
## (5) 相談相手

(図表) 普段の悩みや困ったことの相談相手



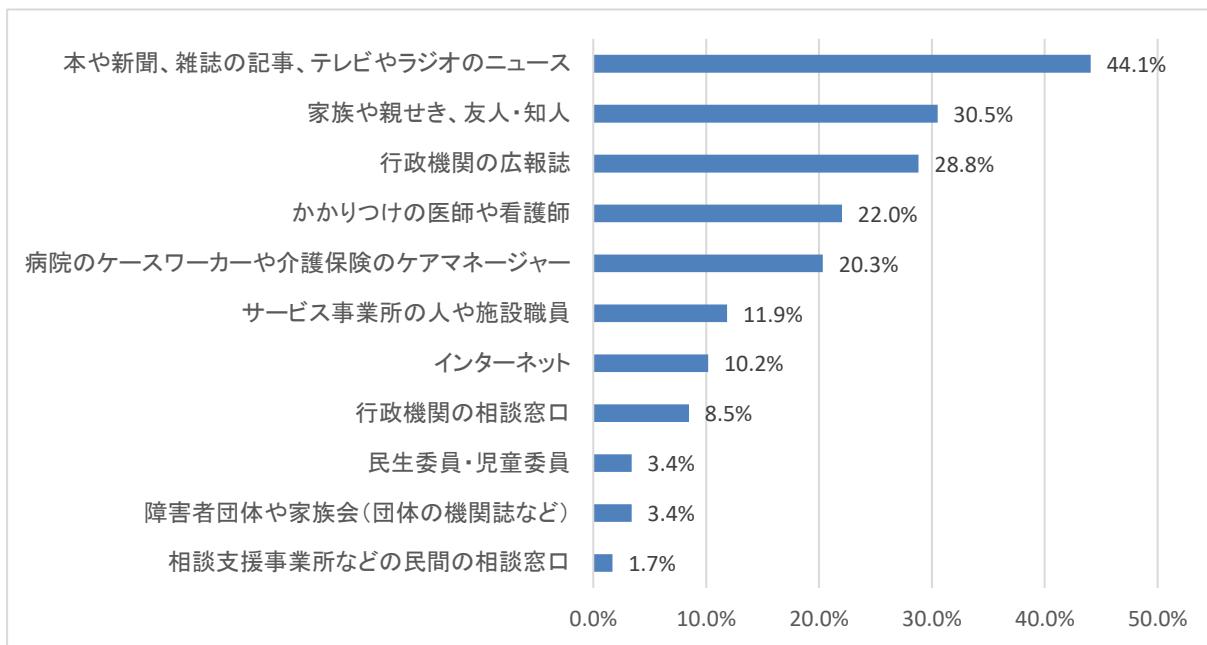
相談相手は家族や医師など日ごろから密接な関係にある人が多く、相談窓口などの利用は少なくなっています。

(図表) 希望する相談窓口



医療、福祉サービス、生活全般といった相談窓口のニーズが高く、生活に密着したサポートが求められています。

(図表) 障がいのことや福祉サービスに関する情報の入手先



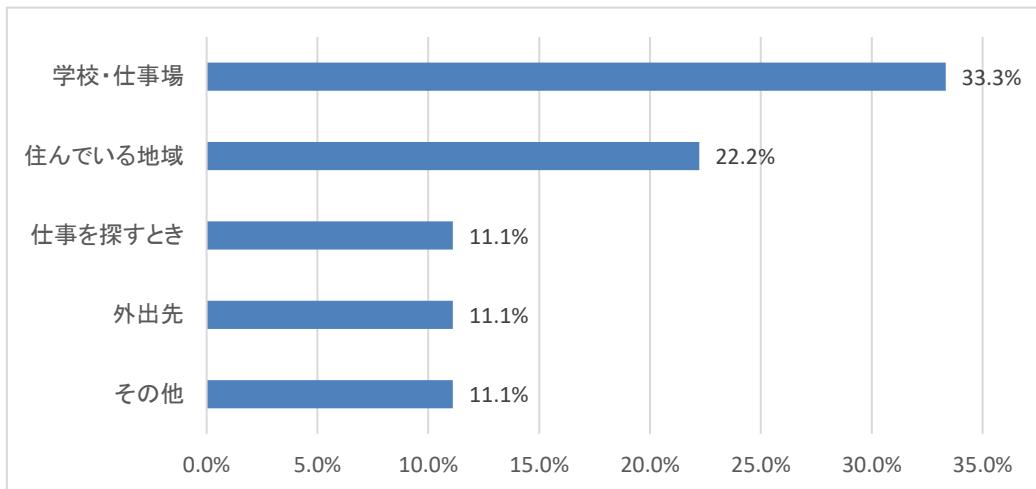
マスメディアを情報源とした回答が多いものの、家族や医師など身近な人や行政の広報誌から情報を得ている割合も上位を占めています。

## (6) 権利擁護

(図表) 障がいがあることで差別や嫌な思いをする（した）ことがあるか

1. ある 6.8%	2. 少しある 8.5%	3. ない 66.1%	無回答 18.6%
------------	--------------	-------------	-----------

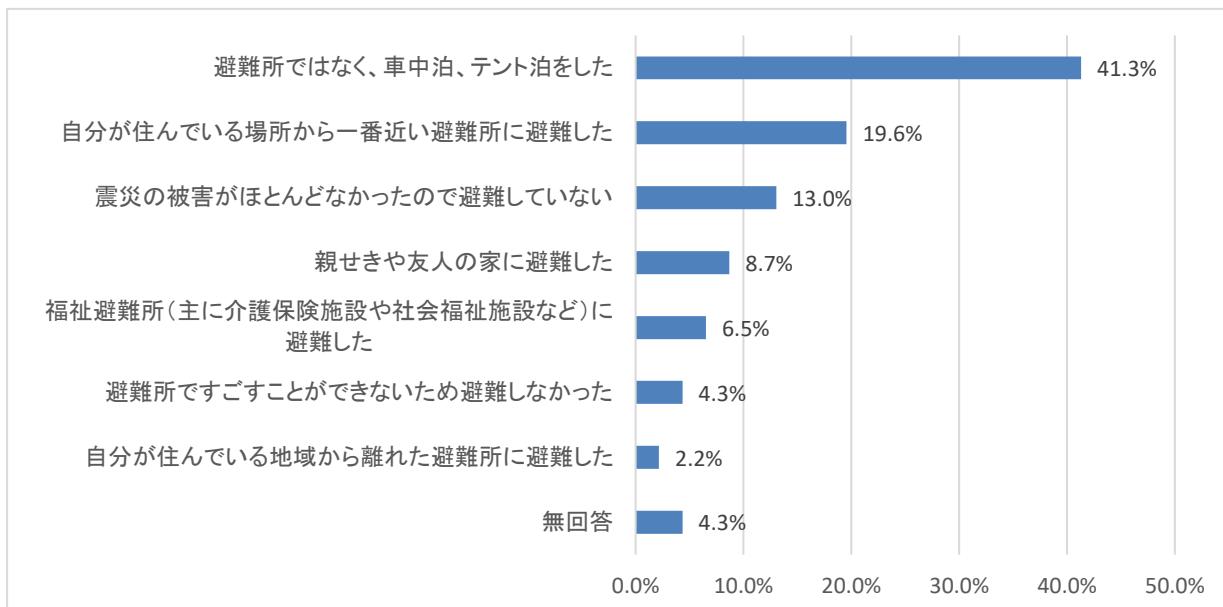
(図表) 障がいがあることで差別されたり嫌な思いをしたことがある場所



学校や仕事場、地域などが挙げられており、周囲の人の理解が不足していることが考えられます。

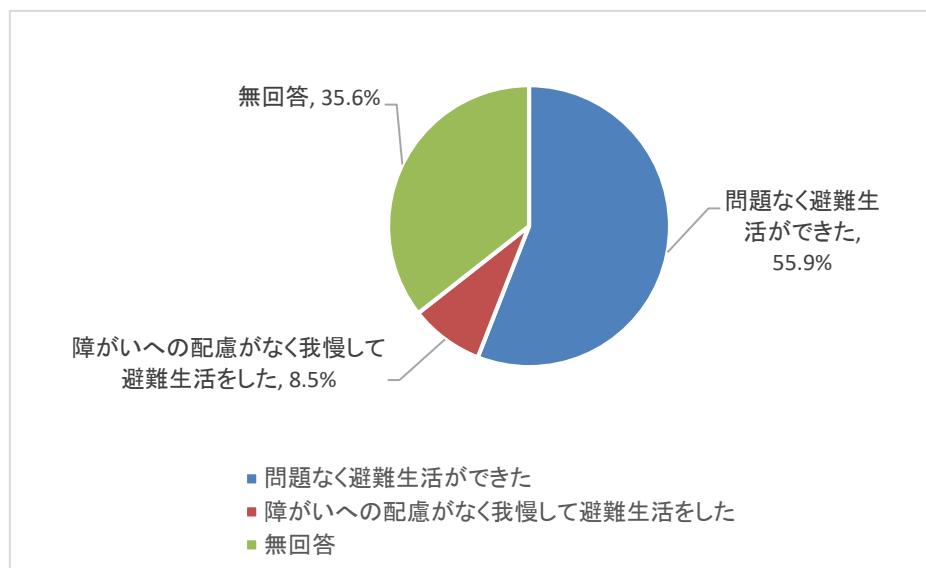
## (7) 熊本地震後の避難生活等

(図表) 熊本地震後の避難先



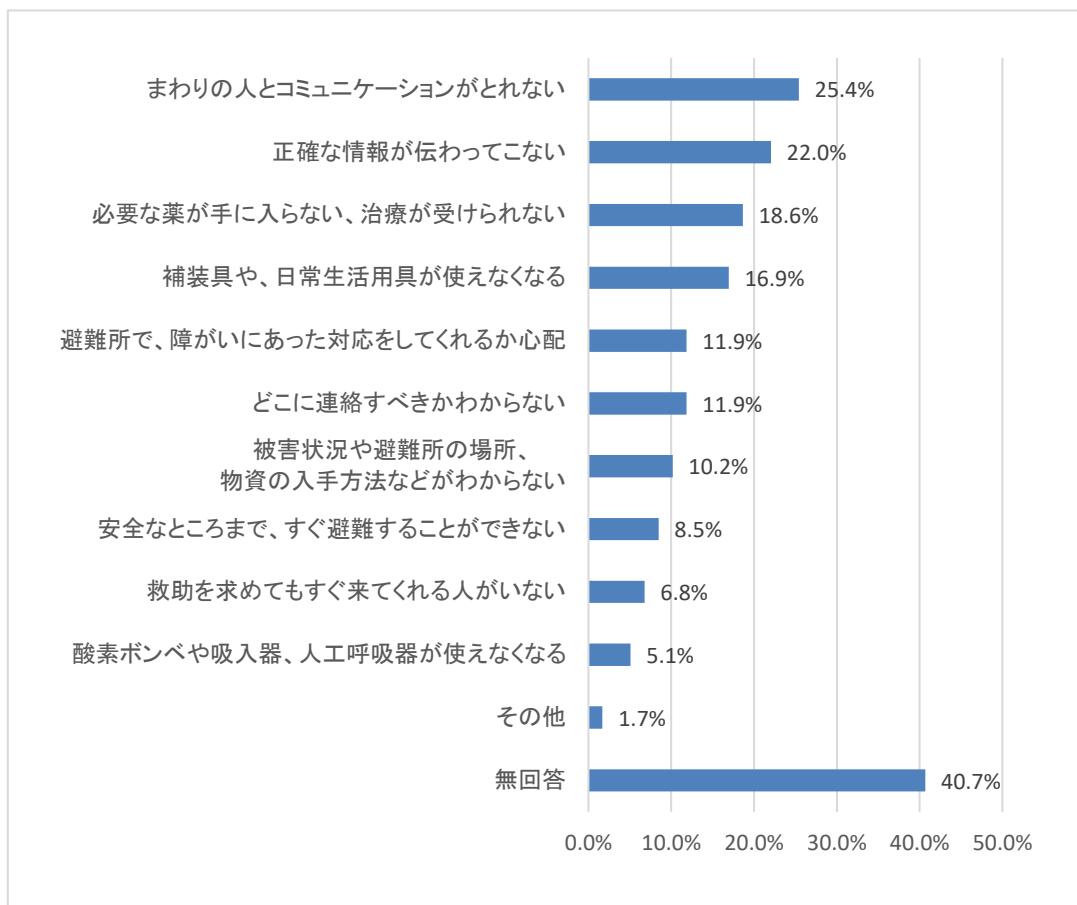
避難した人のうち、避難所ではないところ（車中泊、テント泊）に避難した人の割合が一番多くなっています。なお、避難所で過ごすことが不可能なため避難しなかった人も4.3%いました。

(図表) 避難生活の状況



避難生活に問題がなかったとする人が半数を超える一方、避難先で障がいへの配慮がなく我慢したとする方が1割弱いました。

(図表) 今後大きな災害が起きた時に心配なこと



熊本地震の際は約半数が問題なく避難生活ができたと回答していますが、災害時の情報入手方法については不安が残っています。

## 第3章 産山村障がい者計画

### 1 基本理念

産山村では、障がいのある人もない人も、すべての村民が、住み慣れた地域で安心していきいきと暮らすことができるむらづくりをすすめています。

そこで、誰もが地域の中で人格と個性を尊重され、安心して充実した生活を送ることができる社会（共生社会）の実現を目指し、計画の理念を次のとおり設定します。

障がい者とその家族が安心して暮らすことができるむらづくり

## 2 施策の展開

### （1）安心して暮らせる地域づくりの推進

#### ① 健康づくり等保健事業の充実

身体障がいの一因としては生活習慣病、精神疾患の一因にはメンタルヘルスの不調が挙げられますが、これらの対策には日ごろの予防や正しい知識が必要です。そこで村では各種健診の受診の推進、健康教育・健康相談の実施、重度医療費助成事業による支援の継続を行い、だれもが健康管理・疾病管理を行うことのできる体制づくりをすすめます。

#### ② くまもとメディカルネットワークの推進による医療体制の充実

障がいのある人は、障がいを重複しているケースがあり、医療機関での緊急な対応が必要な場合があります。しかし、村内の医療機関は診療所のみで対応に限界があり、村外の医療機関との連携・協力の体制を整備していく必要があります。そこで県内の医療機関や施設のネットワークである「くまもとメディカルネットワーク」への参加を推進し、日常の通院のみならず緊急時においても、より質の高いケアを受けることができる環境づくりを行います。

#### ③ 阿蘇圏域地域療育センターと連携した療育体制の充実

障がいのある子どもとその保護者に対しては、乳幼児期から学校卒業まで効果的な支援を身近な場所で提供する体制を確保することが重要です。当村では阿蘇圏域での支援を行う阿蘇圏域地域療育センターとの連携を強化し、身近な地域で療育指導、相談支援などが受けられる療育機能の充実を図ります。

## (2) 共に生きる地域社会の推進

### ① 普及啓発活動の実施による村民の相互理解

第2章にあるアンケートの結果では、学校や仕事場、住んでいる地域で差別をされたり嫌な思いをしたという回答がありました。村民一人ひとりが住み慣れた地域で安心した暮らしを送るには、お互いに個人の尊厳を重んじ、その人が存在する価値を認めあうことが重要です。そこで、幅広い世代に障がいや病気への正しい理解が浸透するよう、定期的な広報活動や産山学園での福祉教育の充実を進めます。

### ② 住宅改良や公共施設のバリアフリー化などの生活環境の向上

地域でいきいきと暮らすためには、生活領域を拡大し、様々な社会参加が可能となるよう、気軽に安心して生活できる環境整備が必要です。そのため、住宅改造助成事業の利用促進や、村内の地域施設・公共施設のバリアフリー化を進めていくとともに、民間施設のバリアフリーを働きかけていきます。また、移動手段の確立に取り組み、誰もが安心して外出できるような生活環境づくりを進めます。

### ③ 地域生活支援事業による日常生活支援の一層の充実

障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を送るためには、その人に応じたサービスの利用が有効です。地域生活支援事業では地域の特性や利用者の状況に応じた事業の実施を行うことができますので、当村では、相談支援や日常生活に必要な用具の給付、また手話奉仕員を養成するための研修などを行う事業についての周知を図り、利用を推進します。

### (3) 社会参加と地域ぐるみの自立支援

#### ① ボランティア活動を通した交流の機会の設置

産山村ではひとりでも多くの村民が地域福祉に携わることができるよう、村民活動・ボランティア活動の活性化や人材育成に取り組んでいます。こうした活動を通して、障がいの有無や年齢や性別を問わない様々な交流の機会を設けることにより、障がいのある人の社会参加と支えあいを基本とした村民意識の向上を図ります。

#### ② 就労の促進

障がいのある人が生きがいを持って自立した生活を送るために、それの適性や個性に応じて安心して働くことができる場の確保が重要です。このため、事業所等に働きかけて障がいのある人の就労促進に努めるとともに、村においても役場や関連施設で障がいのある人が働きやすい環境づくりを推進し、安心して働き続けることができるむらづくりに努めます。

#### ③ 障がい児の就学体制の充実

障がいのある児童がそれぞれの個性を発揮し、健やかに成長していくことができるよう、児童それぞれの状態に応じた保育、教育の支援を充実していく必要があります。そのためには、健診等における早期発見、相談支援、指導の充実を図るとともに、教育委員会や障害児通所支援事業所、阿蘇地域療育センター等関係機関との連携しながら、児童、生徒の実情に合わせた適切な助言指導を行い、障がい児教育の充実に努めます。また、療育機関と連携し、適切な情報の提供や説明会への参加を促進します。

## 第4章 第6期産山村障がい福祉計画

### 1 障がい福祉計画について

障がい福祉計画は、本村の障がいのある人が自立した生活を送ることができるよう、地域生活での支援や一般就労への支援、相談支援等のサービス提供体制の確保に関する目標等を定めるものです。本障がい福祉計画では、令和3年度から令和5年度までの計画を定めます。

## 2 令和5年度に向けた数値目標の設定

計画期間における成果目標を次のとおり設定します。

### (1) 施設入所者の地域生活への移行

本村では、施設入所者が少なく、「施設を退所し、地域生活へと移行する」という見込みが困難な状況ではありますが、本人の自己決定を尊重し、その家族など関係者の理解や支援等も得られるよう働きかけ、地域生活への移行を進めます。

項目	数値 (人)	国の指針による考え方
令和元年度末時点 の入所者数・・・(A)	2	・令和元年度末時点の施設入所者数
令和5年度末の 入所者数・・・(B)	2	・令和5年度末時点の利用見込み人員
【目標値】 削減見込数 (A) - (B)	○	・令和元年度末時点の施設入所者数から 1.6%以上削減
【目標値】 地域生活移行者数	○	・令和元年度末の施設入所者数の 6%以上を地域生活へ移行

### (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

保健、医療、福祉関係者による協議の場を圈域で設置し、これを通じて、重層的な連携による支援体制を構築し、精神障がい者の退院後の地域における平均生活日数や早期退院率の向上を図ります。

※成果目標については、都道府県が設定することとなっており、市町村においては具体的な数値目標の設定は行いません。

### （3）地域生活支援拠点等が有する機能の充実

阿蘇圏域で整備した地域生活支援拠点において、令和5年度末までの間、年に1回以上運用状況の検証等を行うことにより、地域生活支援拠点等の機能の充実を図ります。

【目標値】 令和5年度末時点 の整備数	国の指針の考え方
1（圏域）	令和5年度末までの間、各市町村または各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討することを基本とする

### （4）福祉施設からの一般就労移行

一般就労への移行にあたっては、相談支援やサービス提供事業所等とともに、一般就労への不安解消に努めるとともに、阿蘇圏域自立支援協議会、ハローワーク、県及び関係機関と連携を図りながら、企業等へ働きかけ、一般就労や雇用支援策の理解促進に努めます。また、障がいの多様性や高齢化といった現在のサービス利用者の状況や雇用環境を踏まえ、サービス提供事業所等とともに、就労移行支援事業等の利用を促進し、本村の現況に即した一般就労への移行及び職場定着を進めます。

#### ①一般就労への移行

令和元年度の一般就労 移行者数・・・(a) (人)	【目標値】 令和5年度の一般就労 移行者数・・・(b) (人)	国の指針の考え方
0	1	令和5年度末までに令和元年度実績の1.27倍以上  ※就労移行支援は1.30倍以上、就労継続支援A型は概ね1.26倍以上、B型は概ね1.23倍以上

## ②就労定着支援事業の利用者数

令和元年度末の就労定着支援事業の利用者数 ・・・(a') (人)	【目標値】 令和5年度末の就労定着支援事業の利用者数 ・・・(b') (人)	国の指針の考え方
0		
※当村には就労定着支援事業を実施する事業所が無いため、数値目標は設定しない。		令和5年度における就労移行支援事業を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用するなどを基本とする。

## ③就労定着支援事業利用者の職場定着率

令和5年度末の就労定着支援事業所の数 (箇所)	【目標値】 左記事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所の数 (箇所)	国の指針の考え方
0		
※当村には就労定着支援事業を実施する事業所が無いため、数値目標は設定しない。		就労定着支援事業所のうち、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。

## (5) 相談支援体制の充実・強化等

阿蘇圏域の自立支援協議会（相談支援部会）の活動等を通じて、事業者に対する指導や助言、人材育成の支援等に取り組むことにより、相談支援体制の充実・強化を図ります。

【目標値】 令和5年度末時点 整備数	国の指針の考え方
1（圏域）	・令和5年度末までに、各市町村または各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。

## (6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

都道府県等が実施する障害福祉サービス等に係る研修へ参加するほか、関係事業所・自治体と審査結果を共有する等の取組により、障害福祉サービス等の質の向上に努めます。

【目標値】 令和5年度末時点 整備数	国の指針の考え方
1（圏域）	・令和5年度末までに、各都道府県及び各市町村において、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組みに係る体制を構築することを基本とする。

### 3 障害福祉サービスの必要量の見込み

本村では、令和5年度の目標値の実現と障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス及び地域生活支援事業の円滑な提供に向けて、地域の実情やサービス利用状況、新たなサービス対象者等を勘案しつつ、計画期間における適切なサービス提供量を見込み、その確保に努めていきます。

#### (1) 訪問系サービス

##### ①サービス概要

サービス名	内容
居宅介護	自宅を訪問して、入浴、排泄、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者または重度の知的障がい若しくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者であって、常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	重度の視覚障がいで移動に困難を有する障がい者などを対象に、外出時に同行し、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

②見込量

種類	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護	19.8時間／月	19.8時間／月	19.8時間／月
	2人	2人	2人
重度訪問介護	0.0時間／月	0.0時間／月	0.0時間／月
	0人	0人	0人
同行援護	3.0時間／月	3.0時間／月	3.0時間／月
	1人	1人	1人
行動援護	0.0時間／月	0.0時間／月	0.0時間／月
	0人	0人	0人
重度障害者等包括支援	0.0時間／月	0.0時間／月	0.0時間／月
	0人	0人	0人

## (2) 日中活動系サービス

### ①サービス概要

サービス名	内容
生活介護	常に介護を必要とする人に、日中の間、入浴、排泄、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
自立訓練（機能訓練）	身体障がいを有する人や難病患者である方が、自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行います。
自立訓練（生活訓練）	知的障がいまたは精神障がいを有する人が、自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援（A型）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。A型は事業者との雇用契約があるサービス（最低賃金を保障）です。
就労継続支援（B型）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。B型は雇用契約がないサービスで、雇用契約を結んでの就業が困難な方が対象です。
就労定着支援	一般就労した障がい者が、職場に定着できるよう、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。
短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、施設において、宿泊を伴う短期間の入浴、排泄、食事の介護等を行います。

## ②見込量

種類	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	90人日分／月	90人日分／月	90人日分／月
	4人	4人	4人
自立訓練（機能訓練）	0人日分／月	0人日分／月	0人日分／月
	0人	0人	0人
自立訓練（生活訓練）	0人日分／月	0人日分／月	0人日分／月
	0人	0人	0人
就労移行支援	22人日分／月	22人日分／月	22人日分／月
	1人	1人	1人
就労継続支援（A型）	132人日分／月	132人日分／月	132人日分／月
	6人	6人	6人
就労継続支援（B型）	176人日分／月	176人日分／月	176人日分／月
	8人	8人	8人
就労定着支援	0人	0人	0人
療養介護	0人	0人	0人
短期入所	0人日分／月	0人日分／月	0人日分／月
	0人	0人	0人

### (3) 居住支援及び施設系サービス

#### ①サービス概要

サービス名	内容
自立生活援助	障がい者支援施設やグループホーム等からひとり暮らしへの移行を希望する知的障がい者や精神障がい者等について、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がい者の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行います。
共同生活援助	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助、必要に応じて介助等を行います。
施設入所支援	施設に入所する人に対し、夜間や休日の入浴、排泄、食事の介護等日常生活の支援を行います。
地域生活支援拠点等	障がい者の重度化・高齢化を見据え、居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築します。

#### ②見込量

種類	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	〇人／月	〇人／月	〇人／月
共同生活援助	16人／月	16人／月	16人／月
施設入所支援	2人	2人	2人
地域生活支援拠点等 設置箇所数	1（圏域）	1（圏域）	1（圏域）
検証等の回数	1回／年	1回／年	1回／年

#### (4) 相談支援

##### ①サービス概要

サービス名	内容
計画相談支援	障がいのある人の課題の解決や適切なサービス利用のため、支援決定を行う際にサービス等利用計画の作成、利用状況の検証、計画の見直しを行います。
地域移行支援	障がい者支援施設、精神科病院、児童福祉施設を利用する障がいのある人に、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出の動向支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。
地域定着支援	施設・病院からの退所・退院、家族との同居からひとり暮らしに移行した人、地域生活が不安定な人等を対象に、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急事態等に対する相談や緊急訪問、緊急対応等の支援を行います。

##### ②見込量

種類	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	2.6人／月	2.6人／月	2.6人／月
地域移行支援	〇人	〇人	〇人
地域定着支援	〇人	〇人	〇人

## 4 地域生活支援事業の必要量の見込み

### (1) 地域生活支援事業の概要

地域生活支援事業は、障害者自立支援法第77条に基づき、障害者及び障害児が地域で自立した日常生活や社会生活（就労等）を営むことができるよう、本村の地域資源や利用者の状況に応じて柔軟に実施する事業です。限りある資源の中、すべての事業の実施については困難な状況ですが、ニーズの拡大や提供体制の整備状況に応じて、今後の事業実施を検討します。

事業名	内容
(1) 理解促進研修・啓発事業	障がいのある人に対する理解を深めるため、広報活動、研修会等を行う事業です。
(2) 自発的活動支援事業	障害者福祉の増進と共生社会の実現に向け、障がいのある人やその家族、地域等からなる団体が地域において自発的に行う活動に対して支援する事業です。
(3) 相談支援事業	
① 障害者相談支援事業	障がいのある人やその家族等からの相談に応じて、必要な情報の提供及び助言、権利擁護のための援助を行うとともに、福祉施設や病院から地域への移行支援や地域における生活を支援する事業です。
② 基幹相談支援センター等機能強化事業	相談支援事業が適切かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置することにより、地域の相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を実施し、相談支援機能の強化を図ります。
③ 住宅入居等支援事業	賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がない等の理由により入居が困難な障がい者等に対して、入居に必要な調整等の支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて地域生活を支援する事業です。

(4) 成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がい者や精神障がい者に対して、成年後見制度の利用を支援することにより、障がい者の権利擁護を図る事業です。
(5) 成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適切に行うことができ る法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援し、障がいのある人の権利擁護を図ります。
(6) 意思疎通支援事業	手話通訳者、要約筆記者の派遣事業、手話通訳者の設置事業 など、意思疎通を図ることに障がある障がい者等と他の者の意思疎通の円滑化を図る事業です。
(7) 日常生活用具給付等事業	日常生活上の便宜を図るため、重度障がい者に特殊寝台や特殊 マット、入浴補助用具などを給付または貸与する事業です。
(8) 手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がい等のある方との交流活動の促進、町の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員養成研修を行います。
(9) 移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人に、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等、外出の際の支援を行う事業です。
(10) 地域活動支援センター事業	地域の実情に応じ、障がいのある人に対して創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行う事業です。

## (2) 地域生活支援事業の必要量の見込み

### ① 必須事業

事業名	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	実施見込み箇所数	実利用見込み者数	実施見込み箇所数	実利用見込み者数	実施見込み箇所数	実利用見込み者数
(1) 理解促進研修・啓発事業	無		無		無	
(2) 自発的活動支援事業	無		無		無	
(3) 相談支援事業						
① 障害者相談支援事業	1		1		1	
基幹相談支援センター	無		無		無	
② 基幹相談支援センター等機能強化事業	無		無		無	
③ 住宅入居等支援事業	無		無		無	
(4) 成年後見制度利用支援事業		O		O		O
(5) 成年後見制度法人後見支援事業	無		無		無	
(6) 意思疎通支援事業						
① 手話通訳者・要約筆記者派遣事業		O		O		O
② 手話通訳者設置事業	O		O		O	
(7) 日常生活用具給付等事業						
① 介護・訓練支援用具	1		1		1	
② 自立生活支援用具	1		1		1	
③ 在宅療養等支援用具	1		1		1	

④ 情報・意思疎通支援用具	2	2	2
⑤ 排泄管理支援用具	0	0	0
⑥ 居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	1	1	1
（8）手話奉仕員養成研修事業		1	1
（9）移動支援事業	0	0	0
（10）地域活動支援センター	2	2	2

## ②任意事業

事業名	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	実施見込み箇所数	実利用見込み者数	実施見込み箇所数	実利用見込み者数	実施見込み箇所数	実利用見込み者数
(1) 日常生活支援						
① 日中一時支援事業		1		1		1
② 巡回支援専門員整備事業	1		1		1	

## 5 その他の支援・取組についての見込み

### (1) 発達障がい者等に対する支援

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	〇人	〇人	1人
ペアレントメンターの人数	〇人	〇人	1人
ピアサポートの活動への参加人数	〇人	〇人	1人

### (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	1回／年	1回／年	1回／年
保健、医療（精神科、精神科以外の医療機関別）、福祉、介護、当事者、家族等の関係者ごとの参加者数	14人	14人	14人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回／年	1回／年	1回／年
精神障がい者の地域移行支援の利用者数	〇人	〇人	〇人
精神障がい者の地域定着支援の利用者数	〇人	〇人	〇人
精神障がい者の共同生活援助の利用者数	1人	1人	1人
精神障がい者の自立生活援助の利用者数	〇人	〇人	〇人

(3) 相談支援体制の充実・強化のための取組

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総合的・専門的な相談支援の実施	有	有	有
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	1件／年	1件／年	1件／年
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	1件／年	1件／年	1件／年
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	1回／年	1回／年	1回／年

(4) 障害福祉サービスの質を向上させるための取組

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数	2人	2人	2人
障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びそれに基づく実施回数	1回／年	1回／年	1回／年

## 第5章 第2期産山村障がい児福祉計画

### 1 障がい児福祉計画について

平成 28 年に、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が成立し、平成 30 年度から市町村及び都道府県に障害児福祉計画の作成が義務づけられました。

本障がい児福祉計画では、障害児通所支援等の提供体制を整備し、円滑な実施を確保していくための目標及び見込み量を定めます。平成 30 年度から令和 2 年度までの第 1 期計画期間に続き、令和 3 年度から令和 5 年度までの第 2 期計画を作成する必要があります。

## 2 令和5年度に向けた数値目標の設定

計画期間における成果目標を次のとおり設定します。

### (1) 児童発達支援センターの設置

平成30年4月に阿蘇圏域の児童発達支援センターの役割を担う「児童発達支援センターきらり」が開設されました。

今後、同園のセンター機能を生かし、専門的支援のノウハウを提供するなど、センターを中心とした支援ネットワークを構築できるよう支援していきます。

【目標値】 令和5年度末時点 センター数	国の指針の考え方
1（圏域）	<ul style="list-style-type: none"><li>令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。</li><li>市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。</li></ul>

### (2) 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

現在、阿蘇圏域7か所でサービスを提供できる体制が整っています。

今後も、実施事業所、関係機関等との緊密な連携の推進により保育所等訪問支援の実施体制の確保に努めます。

【目標値】 令和5年度末時点 整備数	国の指針の考え方
7（圏域）	令和5年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。

(3) 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所については、阿蘇圏域で連携を図りながら、令和5年度末までに事業所を1か所確保します。

【目標値】 令和5年度末時点 整備数	国の指針の考え方
1（圏域）	<ul style="list-style-type: none"><li>令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。</li><li>市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。</li></ul>

(4) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

医療的ケアの必要な子ども達（医療的ケア児）が適切な支援を受けられるよう、阿蘇圏域の地域療育ネットワーク会議の枠組みを活用することで協議の場を設け、総合的かつ包括的な支援の提供につなげます。

【目標値】 令和5年度末時点の 協議の場の設置状況	国の指針の考え方
1（圏域）	<ul style="list-style-type: none"><li>令和5年度末までに医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。</li><li>市町村単独での設置が困難な場合には、県が関与したうえでの、圏域での設置であっても差し支えない。</li></ul>

### 3 障がい児支援の必要量の見込み

本村では、令和5年度の目標値の実現と児童福祉法に基づく障害児通所支援等の円滑な提供に向けて、地域における児童の数の推移、現に利用している障がい児の数、障がい児等のニーズ、保育所等での障がい児の受け入れ状況、入所施設から退所した後に児童発達支援等の利用が見込まれる障がい児の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量を見込み、その確保に努めています。

#### (1) サービス概要

種類	サービスの概要
児童発達支援	障がい児に対して施設に通っての日常生活における基本動作の指導や集団生活への適応訓練などを行います。
医療型児童発達支援	障がい児に対して医療機関に通っての児童発達支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	就学している障がい児に対して授業終了後又は休業日に施設に通っての生活能力向上のための訓練や社会との交流促進などを行います。
保育所等訪問支援	障がい児が通う保育所等を訪問し、その本人や保育所等のスタッフに対して他の児童との集団生活に適応するための訓練や支援方法の指導等を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等の状態にある障がい児であって、障害児通所支援を利用するため外出することが著しく困難な障がい児に発達支援が提供できるよう、障がい児の居宅を訪問して発達支援を行います。
障害児相談支援	障害児通所支援を利用する障がい児に、支給決定または支給決定の変更前に障害児支援利用計画を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	医療的ケア児等に対する専門的な知識と経験に基づいて、支援に関わる関係機関との連携（多職種連携）を図り、とりわけ本人の健康を維持しつつ、生活の場に多職種が包括的に関わり続けることのできる生活支援システム構築のためのキーパーソンとなる医療的ケア児等コーディネーターを配置します。

(2) 見込量

種類	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	14人日分／月	14人日分／月	21人日分／月
	2人	2人	3人
医療型児童発達支援	0人日分／月	0人日分／月	0人日分／月
	0人	0人	0人
放課後等デイサービス	27.9人日分／月	25.7人日分／月	25.7人日分／月
	6.2人	5.7人	5.7人
保育所等訪問支援	0.3人日分／月	0.3人日分／月	0.6人日分／月
	0.3人	0.3人	0.6人
居宅訪問型児童発達支援	1人日分／月	1人日分／月	1人日分／月
	1人	1人	1人
障害児相談支援	1.7人	1.6人	1.7人
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	0人	0人	1人

## 第6章 計画の推進体制

### 1 村民・事業者・地域等との協働の推進

障がいのある人に関する施策の推進にあたっては、行政と地域住民、サービス提供事業者、ボランティア・NPO、民間企業、産山村身体障害者福祉協会をはじめとする関係機関・団体、医療機関、教育機関等との連携・協働が欠かせません。そのため、さまざまな機会を通じて連携を深め、村が一体となった協働体制の構築・推進に努めます。

### 2 庁内推進体制の整備

障がいのある人に関する施策の推進には、教育、就労、保健・医療、地域計画など全庁的な施策が必要であることから、庁内関係部署の緊密な連携を図り、全庁が一体となって各種施策を推進していくとともに、進捗状況を把握・点検し、障がい者施策の効果的な推進に努めます。

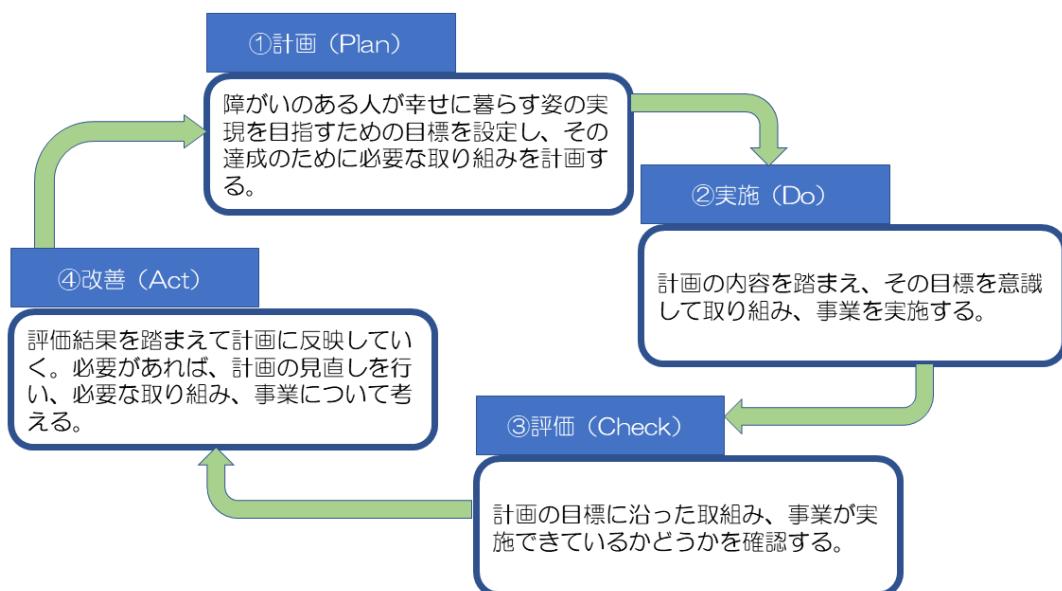
### 3 国、県及び近隣市町村等との連携

本計画の推進にあたっては、今後の制度改正等に的確に対応していくことも重要であり、国や県と連携しながら施策を展開します。また、阿蘇郡市の市町村他関係団体で形成されている阿蘇圏域自立支援協議会では相談支援部会、就労支援部会において各分野における協議・検討を進めるとともに、全体会・推進会議等

を通じて課題を共有し、解決に向けた仕組みづくりを協議する場として、取組を進めています。今後もこれらのネットワークの連携をさらに強め、計画を推進します。

#### 4 計画の評価・点検

本計画の実施状況等については、PDCA サイクルの考え方に基づき、評価・検証・見直しを行います。また、社会情勢の変化や各種制度、法令の改正などを踏まえ、必要に応じて見直しを行います。



## 第7章 資料編

### 1 阿蘇圏域障害福祉サービス等事業所一覧

#### (1) 訪問系サービス

	サービスの種類	事業所名	事業所の所在地	電話番号	事業者名
1	同行援護 居宅介護	福祉サービスセンター ほっと館 訪問介護事業所	産山村大利657番地2	0967-25-2233	社会福祉法人やまなみ会
2		ケアステーションゆう	阿蘇市内牧1214番地32	0967-32-0307	合同会社ゆう
3		ヘルパーステーションあそ	阿蘇市内牧976番地の2	0967-32-1127	社会福祉法人阿蘇市社会福祉協議会
4		阿蘇さくら草	阿蘇市内牧329番地	0967-32-4545	株式会社阿蘇さくら草
5		障害福祉サービス事業所 ヘルパーステーションつくし	阿蘇市内牧911番地8	0967-32-0162	合同会社つくし
6		訪問介護事業所 春草苑	阿蘇市内牧1112番地5	0967-32-4021	医療法人社団坂梨会
7		小国町社協居宅介護事業所	小国町宮原1530番地の2	0967-46-5575	社会福祉法人小国町社会福祉協議会
8		社会福祉法人 高森町社会福祉協議会 訪問介護事業所	高森町高森1258番地の1	0967-62-2158	社会福祉法人高森町社会福祉協議会
9		社会福祉法人西原村社会福祉協議会西原村指定訪問介護事業所	西原村小森572	096-279-4141	社会福祉法人西原村社会福祉協議会
10		グリーンウッド	南阿蘇村大字久石2705番地	0967-67-0294	社会福祉法人南阿蘇村社会福祉協議会

## (2) 日中活動系サービス

	サービスの種類			事業所名	事業所の所在地	電話番号	事業者名		
1	生活介護	就労継続支援(A型)	就労継続支援(B型)	ウィルアークス	産山村大利657番地5	0967-25-2330	社会福祉法人やまみ会		
2				インターワーク	産山村大字大利657番地の3	0967-25-2323	社会福祉法人やまみ会		
3		自立訓練(生活訓練)	就労移行支援	短期入所	阿蘇くんわの里	阿蘇市黒川1431番地	0967-34-1100	社会福祉法人やまみ会	
4		たちばな園	阿蘇市三久保715番地		0967-32-2100	社会福祉法人蘇幸会			
5		就労継続支援(B型)	就労継続支援(A型)(B型)	障がい者支援センター 阿蘇きぼうの家	阿蘇市西町530番地	0967-34-0580	NPO法人阿蘇きぼうの家		
6					障害者就労センターくんわ技研	阿蘇市黒川396番地	0967-34-2222	社会福祉法人やまみ会	
7		就労移行支援	就労継続支援(A型)	就労支援センター陽なたぼっこ	小国町宮原2330番地の1	0967-46-2616	社会福祉法人小国町社会福祉協議会		
8		就労継続支援(B型)	短期入所		大豆工房 小国ゆめ	小国町宮原2330番地1	0967-32-8030	社会福祉法人小国町社会福祉協議会	
9					サポートセンター第一悠愛短期入所事業所	小国町宮原2617番地	0967-46-2616	社会福祉法人小国町社会福祉協議会	
10		自立訓練(生活訓練)	短期入所	サポートセンター第二悠愛	小国町宮原2617番地	0967-46-2616	社会福祉法人小国町社会福祉協議会		
11		就労継続支援(B型)		悠工房	小国町大字宮原2760番地	0967-46-2911	社会福祉法人小国町社会福祉協議会		
12		短期入所	高森寮	高森町大字色見822番地	0967-62-1780	社会福祉法人立正福祉会			
13			高森寮短期入所事業所	高森町大字色見822番地	0967-62-1780	社会福祉法人立正福祉会			
14		就労継続支援(B型)	短期入所	就労支援センターたかもり	高森町大字色見字下原口823番地1	0967-62-1780	社会福祉法人立正福祉会		
15				ナチュラルファームいまここ	西原村小森3264番地	096-279-3666	NPO法人にしはらたんぽぽハウス		
16				L A Bみなみ阿蘇	南阿蘇村久石2721番地2	0967-67-1606	株式会社南阿蘇ケアサービス		

### (3) 居住支援及び施設系サービス

	サービスの種類		事業所名	事業所の所在地	電話番号	事業者名
1	共同生活支援	共同生活支援	草原の風	産山村大利657番地6	0967-25-2105	社会福祉法人やまなみ会
2			くんわ	阿蘇市黒川431番地	0967-34-1100	社会福祉法人やまなみ会
3		施設援入所支	阿蘇くんわの里	阿蘇市黒川431番地	0967-34-1100	社会福祉法人やまなみ会
4			たちはな園	阿蘇市三久保715番地	0967-32-2100	社会福祉法人蘇幸会
5		自立生活援助	第二悠愛自立生活援助センター	小国町大字宮原2610番地1	0967-46-2616	社会福祉法人小国町社会福祉協議会
6			サポートセンター 第二悠愛	小国町宮原2617番地	0967-46-2616	社会福祉法人小国町社会福祉協議会
7		共同生活支援	第二悠愛グループホーム事業所	小国町大字宮原2617番地	0967-46-2616	社会福祉法人小国町社会福祉協議会
8			高森寮グループホーム事業所	高森町色見822番地	0967-62-1780	社会福祉法人立正福祉会
9		施設入所支援	高森寮	高森町大字色見822番地	0967-62-1780	社会福祉法人立正福祉会

### (4) 相談支援

	サービスの種類		事業所名	事業所の所在地	電話番号	事業者名
1	計画相談支援	地域移行支援	たちはな園相談支援事業所 あそ	阿蘇市三久保715番地	0967-32-2100	社会福祉法人蘇幸会
2			時計台	阿蘇市一の宮町宮地141	0967-22-5505	医療法人高森会
3			一般相談支援事業 らいふパートナー	阿蘇市内牧182-1	0967-32-5155	社会福祉法人やまなみ会
4			第二悠愛相談支援センター	小国町宮原2617番地	0967-46-2616	社会福祉法人小国町社会福祉協議会
5			高森寮相談支援センター	高森町大字色見823番地2	0967-62-0337	社会福祉法人立正福祉会
6			相談支援事業所たかもり寮	高森町大字色見823番地2	0967-62-0337	社会福祉法人立正福祉会

## (5) 障害児通所支援

	サービスの種類			事業所名	事業所の所在地	電話番号	事業者名
1	児童発達支援 放課後等デイサービス	保育所等訪問支援	児童発達支援多機能型事業所のびのびハウス 児童発達支援多機能型事業所あそびいえーす こども発達サポートセンターびーぶる くればす 児童発達支援多機能型事業所あそびい Atelier MOMO	児童発達支援多機能型事業所のびのびハウス	阿蘇市黒川406番地	0967-35-5211	社会福祉法人やまみ会
2				児童発達支援多機能型事業所あそびいえーす	阿蘇市一の宮町中通2177	0967-22-3300	一般社団法人こどもサポートセンターあそら
3				こども発達サポートセンターびーぶる	阿蘇市内牧353番地	0967-32-5046	株式会社ワンバイワン
4				くればす	小国町大字宮原2617番地	0967-46-2616	社会福祉法人小国町社会福祉協議会
5				児童発達支援多機能型事業所あそびい	南阿蘇村久石3516番地	0967-65-8008	一般社団法人こどもサポートセンターあそら
6				Atelier MOMO	高森町上色見1388番地1	0967-62-2228	一般社団法人Sol

## (6) 児童発達支援センター

	サービスの種類		事業所名	事業所の所在地	電話番号	事業者名
1	福祉型児童発達支援センター	保育所等訪問支援	児童発達支援センターきらり	阿蘇市内牧182番地1	0967-32-5155	社会福祉法人やまみ会

## 2 産山村障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画策定委員会設置要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、産山村障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を置き、その運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (策定委員会の任務)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事項について検討し、村長に答申する。

- (1) 計画の国及び県との整合性に関すること。
- (2) 計画の国及び県との実現性に関すること。
- (3) その他重要と思われること。

### (組織)

第3条 策定委員会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

2 会長及び副会長は委員の互選により選出し、会長はその策定委員会の議長となるものとし、会長事故あるときは副会長が議長となるものとする。

3 策定委員会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者の中から村長が委嘱するものとする。

- (1) 議会関係者
- (2) 障がい関係者
- (3) 福祉関係者
- (4) 社会福祉協議会関係者
- (5) 学校教育関係者
- (6) その他計画を策定するにあたり必要と思われる者

(任期)

第5条 委員の任期は委嘱した年度の3月末日までとする。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 策定委員会の会議は、その会議体の会長が招集するものとする。ただし、

第1回策定委員会の招集においては、事務局より通知するものとする。

2 会長は、その会議体において必要があると認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明及び意見又は資料の提出を求めることができる。

(事務局)

第7条 各策定委員会の事務局は、健康福祉課に置く

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は村長が別に定める。

附則

この要綱は公布の日から施行し、平成31年1月1日から適用する。

### 3 産山村障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画策定

#### 委員会委員名簿

氏名	役職・所属
渡辺 裕文	村議会総務文教厚生常任委員長
高橋 頌慈	区長代表
荻 和男	産山村老人クラブ連合会会长
井 道生	産山村身体障害者福祉協会会长
井 利則	民生委員児童委員協議会会长
高橋 正郎	産山村社会福祉協議会
村上 豊優	産山学園校長
高宮 広志	健康福祉課（事務局）

#### 4 計画の策定経過

年月日	内容
令和2年10月21日	第1回策定委員会 ○障害者計画・障害福祉計画・障害児計画について ○産山村における障がいのある人の状況について ○産山村障がい者計画・第6期産山村障がい福祉計画・ 第2期産山村障がい児福祉計画骨子（案）について ○産山村障がい者計画・第6期産山村障がい福祉計画・ 第2期産山村障がい児福祉計画（素案）について
令和3年2月12日	第2回策定委員会 ○産山村障がい者計画・第6期産山村障がい福祉計画・ 第2期産山村障がい児福祉計画（素案2）について



令和3（2021）年3月

産山村障がい者計画

第6期産山村障がい福祉計画

第2期産山村障がい児福祉計画

熊本県 産山村 健康福祉課

〒869-2703

熊本県阿蘇郡産山村大字山鹿 488 番地 3

電話 0967-25-2212